

会社法

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

我々が生きる現代社会において、「会社」は人々の生活と密接に関係している。ここで取り扱う「会社」では、会社内部の株主や取締役などの意思決定の下で、会社内部の権限・利益配分や会社外部の債権者との取引を行う。本講では、このような会社をめぐる利害関係者を規制する「会社法」を中心に議論を進める。そこでは、法と経済学や国際会社法などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------------|----|--------------------|
| 1 | 会社法総論 | 17 | 機関（5）取締役の権限・義務 |
| 2 | ベンチャー・ビジネスと法規制 | 18 | 機関（6）会社役員の実務・行為差止 |
| 3 | 会社形態：株式会社・持分会社 | 19 | 機関（7）株主代表訴訟 |
| 4 | 設立（1）総論・設立手続 | 20 | 機関（8）監査役・監査役会 |
| 5 | 設立（2）発起人・設立責任 | 21 | 機関（9）会計参与・会計監査人 |
| 6 | 株式（1）総論・株主の権利と義務 | 22 | 機関（10）委員会設置会社 |
| 7 | 株式（2）株式の譲渡とその制限 | 23 | 計算：企業会計の概要・剰余金分配 |
| 8 | 株式（3）自己株式 | 24 | 企業組織再編（1）総論 |
| 9 | 新株発行（1）意義・資金調達 | 25 | 企業組織再編（2）合併 |
| 10 | 新株発行（2）是正措置 | 26 | 企業組織再編（3）株式交換・株式移転 |
| 11 | 新株予約権：意義・発行手続・譲渡・行使 | 27 | 企業組織再編（4）敵対的企業買収 |
| 12 | 社債：意義・発行手続 | 28 | 国際会社法（1）会社従属法・外国会社 |
| 13 | 機関（1）総論 | 29 | 国際会社法（2）国際的合併・企業買収 |
| 14 | 機関（2）株主総会の意義 | 30 | 総括 |
| 15 | 機関（3）株主総会の決議 | 31 | 期末試験 |
| 16 | 機関（4）取締役会・代表取締役 | | |

【履修上の注意事項】

「商法総則・商行為法」の科目を履修していることが望ましい。なお、基本的に、通常の授業形態で行い、可能であれば、講義の理解を深めるために、グループ討論会や双方向的な授業形態も取り入れる。

【評価方法】

期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。

【テキスト】

- 伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法〔第2版〕（LEGAL QUEST）』（有斐閣、2011年）
- 最新版の六法

【参考文献】

- 江頭憲治郎『株式会社法〔第4版〕』（有斐閣、2011年）
- 江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選〔第2版〕（別冊ジュリスト（No. 205））』（有斐閣、2011年）

家族法

担当教員 熊谷 久世

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

わが国の民法典第四編及び第五編に関する講義を行います。前半では、男女に関する法律、親子に関する法律、家族構成員の保護に関する法律を中心として講述することになりますが、戸籍制度や家事紛争の解決など実務的な問題についても取扱い、夫婦の氏や人工生殖による親子関係など海外の動向も視座に入れた上で社会の現実・意識等、法律の背景にあるものにも迫りたいと思います。後半は、近年の民法改正委員会の検討課題や、婚外子の法定相続差別や遺言・遺留分など相続法における現代的課題をとりあげます。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|---------------------|
| 1 | 家族法の意義と変遷・課題 | 17 | 扶養 私的扶養と公的扶助 扶養義務 |
| 2 | 家庭裁判所と家事事件手続法（家事審判法） | 18 | 氏名と戸籍 氏の意義と命名 戸籍制度 |
| 3 | 親族法概説 | 19 | 小括 |
| 4 | 婚姻の成立 成立要件 | 20 | 相続法概説 |
| 5 | 婚姻の効力 選択的夫婦別姓 | 21 | 相続人 種類・能力 欠格・廃除 不存在 |
| 6 | 夫婦財産制 | 22 | 相続分 非嫡出子の法定相続分差別 |
| 7 | 離婚 離婚制度の変遷 | 23 | 相続の承認と放棄 単純承認と限定承認 |
| 8 | 離婚の成立 有責配偶者の離婚請求 | 24 | 相続財産 具体的な範囲と遺産の共有 |
| 9 | 離婚の効果 財産分与と子をめぐるとの問題 | 25 | 遺産分割 協議分割と審判分割 |
| 10 | 婚外関係の法的規制 婚約・内縁・事実婚 | 26 | 相続回復請求権 |
| 11 | 親子 実子 嫡出親子関係 嫡出推定 | 27 | 遺言の方式・執行および撤回 |
| 12 | 親子 実子 非嫡出親子関係 認知・準正 | 28 | 遺言の効力 遺贈 |
| 13 | 親子 養子 特別養子と藁の上からの養子 | 29 | 遺留分 遺留分減殺請求権 |
| 14 | 人工生殖 人工授精と体外受精・代理母 | 30 | 総括 |
| 15 | 親権 後見・保佐・補助 | 31 | 期末試験 |
| 16 | 子の奪取について-ハーグ条約 | | |

【履修上の注意事項】

最新版（少なくとも平成24年度版以降）の六法（ポケット版でよい）を持参すること

【評価方法】

前後期の期末試験および随時課されるレポート・小テストなどにより総合評価する

【テキスト】

特に指定せず、毎回レジュメを配布することとする。昨今の家族法改正のため、教科書などは各社改訂が見込まれているので、特に自習用として購入しようとする者は相談されたい

下記の参考文献についても同様である

【参考文献】

- (1)「家族法（第3版）」大村敦志（有斐閣）
- (2)「民法（親族相続）」松川正毅（有斐閣アルマ）
- (3)「家族法判例百選（第7版）」（有斐閣）
- (4)「家族法/民法を学ぶ（第2版）」窪田充見（有斐閣）

環境法

担当教員 砂川 かおり

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

環境問題は公害から生活環境問題、さらに将来世代の持続可能な発展を求める地球規模の問題へ拡大しています。環境法とは、環境の質を社会的に望ましい状態にするための法システムの総称です。つまり、現在および将来の環境の質の状態に影響を与える関係主体の意思決定を社会的望ましい状態の実現に向けてのためのアプローチに関する法、および、環境に関する紛争処理に関する法律です。

【授業の展開計画】

本講義では、環境法に係るこれまでの理論的蓄積やアプローチ、判例等を学びながら、環境法に関する諸課題について理解を深め、問題点の抽出、解決方法等について考え、分析できる能力を身に付けることを目的としています。

| | |
|---------|---------------------|
| 第1週 | 講義説明、環境法への誘い |
| 第2～5週 | 国内法のルール、環境法の目的と基本原則 |
| 第6～7週 | 環境保護の担い手 |
| 第8週 | 環境保全の手法 |
| 第9～14週 | 国際法のルール、環境紛争とその解決方法 |
| 第15週 | まとめ |
| 第16週 | 中間試験 |
| 第17～19週 | 自然保護 |
| 第20～22週 | 廃棄物・リサイクル |
| 第23～25週 | 大気汚染・温暖化 |
| 第26週 | 原子力の利用と安全確保 |
| 第27週 | 企業活動と環境保全 |
| 第28～29週 | 米軍基地環境問題 |
| 第30～31週 | まとめ |
| 第32週 | 期末試験 |

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席・演習課題・中間試験、期末試験により評価します。

【テキスト】

交告 尚史、臼杵 知史、前田 陽一、黒川 哲志 (2012) 『環境法入門 第2版』 (有斐閣アルマ)

【参考文献】

①北村喜宣 (2009) 『現代環境法の諸相』 (財団法人 放送大学教育振興会)、②畠山武道 他 (2007) 『環境法の入門』 (日本経済新聞出版社) ③大塚直 (2010) 『環境法 第3版』 (有斐閣)、④淡路剛久・大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選 第2版 (別冊ジュリスト (No. 206))』 (有斐閣)、その他 適宜案内する。

外国法 I

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

アメリカはいわゆる英米法圏に属しており、判例法主義などさまざまな面でわが国とは異なった考え方の中で法制度が構築されてきている。

本講義では、アメリカ公正労働基準法を題材として、わが国の労働基準法との比較検討を通じて、2国間の法制度の類似点と相違点について明らかにしていくことを目的とする。

【授業の展開計画】

詳細な講義計画については、講義の最初の段階で改めて明らかにしたいが、さしあたっては、以下のような形で講義を進めていきたいと考えている。

- (1) 英米法の基礎（その歴史、特徴など）
- (2) アメリカ法の基礎
- (3) アメリカ公正労働基準法の規制内容
- (4) わが国の労働基準法との比較検討
- (5) まとめ

【履修上の注意事項】

本講義は、アメリカ労働法に関するものであるが、労働法の基礎知識は当然必要となる。したがって、少なくとも前期に開講される労働法 I を履修済みであることが望ましい。

なお、講義開始までの事情の変化により、内容を変更する場合があります。その場合であっても、講義の内容はアメリカ労働法を中心とするため、労働問題に関心を有する学生の受講を歓迎する。

【評価方法】

成績評価は、期末試験の点数により行う予定である。
必要に応じて、レポートの提出を求めることがある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・中窪裕也「アメリカ労働法（第2版）」（弘文堂・2010年）

外国法Ⅱ

担当教員 田中 稔

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

わが国の民法は欧米諸国の民法を参考にして作られ、その解釈にも諸外国の民法が多大な影響を与えてきました。そして、現在わが国で作業中の民法（債権法）改正にも諸外国における状況が反映されようとしています。この科目では、諸外国のうち特に顕著な影響をわが国に与えているドイツ民法と日本の民法典、債権法改正案を比較して、わが国の民法の理解を促したいと思います。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------------|
| 1 | オリエンテーション |
| 2 | ドイツの法制度 |
| 3 | ドイツの民法典（総論） |
| 4 | ドイツの民法典（債権総論） |
| 5 | ドイツの民法典（損害賠償法） |
| 6 | ドイツの民法典（契約法） |
| 7 | ドイツの民法典（不法行為法） |
| 8 | 国際的な動産取引をめぐる法状況（ウィーン条約） |
| 9 | わが国の民法典（総論） |
| 10 | 民法（債権法）改正（1） |
| 11 | 民法（債権法）改正（2） |
| 12 | 民法（債権法）改正（3） |
| 13 | 民法（債権法）改正（4） |
| 14 | 民法（債権法）改正（5） |
| 15 | 民法（債権法）改正（6） |
| 16 | 期末試験は行いません。 |

【履修上の注意事項】

六法を持参してください。

【評価方法】

レポート（2000字程度）による。

【テキスト】

特にありません。レジユメを配布します。

【参考文献】

特にありません。

外書講読研究 I

担当教員 大城 明子

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

法律、行政、政治を主にした英文をよみながら、それらの分野の知識を蓄え深く思考する力をつける。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------------|
| 1 | オリエンテーション、割り当て |
| 2 | 講読演習1 |
| 3 | 講読演習2 |
| 4 | 講読演習3 |
| 5 | 講読演習4 |
| 6 | 講読演習5 |
| 7 | 講読関連視聴学習1 |
| 8 | 講読関連視聴学習2 |
| 9 | 講読演習6 |
| 10 | 講読演習7 |
| 11 | 講読演習8 |
| 12 | 講読演習9 |
| 13 | 講読演習10 |
| 14 | チーム発表準備 |
| 15 | チーム発表1 |
| 16 | チーム発表2 および 全講読演習とMy Note提出 |

【履修上の注意事項】

- 1講義形式のクラスではなく学習者が自ら学ぶ演習形式クラスであるので、予習復習、クラス参加が基本です。
- 2大学生以上レベルの辞書（電子辞書）を必ず持参すること。

【評価方法】

出席、割り当て発表、講読演習シート提出、全講読演習シートファイルとMyNote提出、チーム発表などのすべての点数を合算し成績は出します。（特に、欠席、クラス内態度不良、遅刻は、減点対象となりますので注意すること！）

【テキスト】

クラスで紹介し、購入してもらいます。

【参考文献】

外書講読研究Ⅱ

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

法学に関するドイツ語テキストを輪読することで、ドイツ法文化を理解するための手がかりとしたい。

【授業の展開計画】

授業の開始のさい、参加する学生たちと相談して、テキストを決めることになる。そのテキストを皆で輪読していきながら授業を進めることになる。折に触れて、テキストから離れて、ドイツ法文化にまつわるエピソードなどを話すことで、肩の凝らない授業にしていきたい。

【履修上の注意事項】

参加する学生は、おそらく少人数であろう。ドイツ語を履修した学生の参加が望ましい。が、それに限るわけではない。邦訳のあるテキストでもよい、と考えている。先ず、初回に教室をのぞいてほしい。

【評価方法】

出席状況やクラスへのかかわりかた、その意欲などを総合して評価の基準とする。

【テキスト】

初回に参加者と相談して決めたい。

【参考文献】

授業をすすめる中で適宜指示する。

基礎演習 I

担当教員 金城 和三、伊達 竜太郎、熊谷 久世、山下 良、山川 満夫、徳永 賢治、脇阪 明紀、井端 正幸、比屋定 泰治（9クラス）

対象学年 1年

開講時期 通年

単位区分 必

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

新入生は高校までとは異なる勉強のしかたに戸惑いを感じる人が多いでしょう。「基礎演習」は、大学での勉強方法と心構えを身につけるための入門授業です。

基礎演習 I では、法学・政治学の分野に限らず広く社会事象一般を題材とし、「読む・書く・聞く・話す」を繰り返し、それによって基礎的教養を広く身につけることを目的としています。レポートをまとめたり、討論をしたりする能力は、あらゆる学問の基礎であり、専門科目を学ぶために不可欠な土台を形成することにつながります。

【授業の展開計画】

授業は個別報告の形式で行うことを基本とします。

たとえば、まず担当者(担当グループ)がテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講者全員で討論を行います。

なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講者に配布した上で報告することが求められます。

【履修上の注意事項】

どのような素朴な意見でも、まず「言葉にしてみる」ことが重要です。

基礎演習をはじめとするゼミ形式の授業の意義は、まさにこの点にあります。90分間ただ黙って座っているだけで、口を開くのは出席をとるときのみ、という態度では受講する意味がありません。

受講者には、自由な雰囲気での活発な討論を期待しています。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

【テキスト】

原則として指定しない（担当者によっては指定する場合があります）。

【参考文献】

各報告者のテーマに応じて、適宜指示します。

基礎演習Ⅱ

担当教員 比屋定 泰治、伊達 竜太郎、井村 真己、上江洲 純子、山下 良、芝田 秀幹、中野 正剛、田中 稔、脇阪 明紀（9クラス）

対象学年 2年

開講時期 通年

単位区分 必

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰで学習してきた「読む・書く・聞く・話す」の能力を土台として、より専門的な法学・政治学を学習するために必要な知識や技術を身につけることを目的とします。

【授業の展開計画】

授業は、基礎演習Ⅰと同様、個別報告の形式で行うことを基本とします。たとえば、まず担当者(担当グループ)がテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講者全員で討論を行います。

報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講者全員に配布した上で報告することが求められます。

【履修上の注意事項】

基礎演習Ⅱでは、担当教員の専門分野を中心として、法学・政治学に関する問題については幅広く学んでいきます。

受講生は、ここでの学習を通じて、3・4年次の専門演習で自分がどのような分野を勉強したいのか、自らの関心領域を深めていかなければなりません。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

【テキスト】

原則として指定しない（担当者によっては指定する場合があります）。

【参考文献】

各報告者のテーマに応じて、適宜指示します。

基礎経済学 I

担当教員 平 剛

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

本講義では、経済学の基礎であるミクロ経済学を勉強します。ミクロ経済学とは、市場経済を構成している経済主体（家計、企業、政府）の行動を分析し、需要と供給を通して、各経済主体による消費や生産といった経済行動がどのように決定されるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君へ、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。

【授業の展開計画】

1. ガイダンス
2. ミクロ経済学とは
3. 需要と供給
4. 需要曲線と消費者行動①
5. 需要曲線と消費者行動②
6. 費用の構造と供給行動①
7. 費用の構造と供給行動②
8. 市場取引と資源配分①
9. 市場取引と資源配分②
10. 独占の理論①
11. 独占の理論②
12. 企業と産業の経済学①
13. 企業と産業の経済学②
14. 消費者行動の理論①
15. 消費者行動の理論②

【履修上の注意事項】

基礎経済学Ⅱとペアでの受講をお勧めします。

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

伊藤元重著『入門経済学 第3版』，日本評論社，2009年。

【参考文献】

N.G. マンキュー著、『マンキュー経済学 I ミクロ編』，東洋経済新報社，2000年。

基礎経済学Ⅱ

担当教員 平 剛

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

本講義では、経済学の基礎であるマクロ経済学を勉強します。マクロ経済学とは、一国の経済全体の生産、利子率、物価水準などがどのように決まるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君を想定し、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。

【授業の展開計画】

1. ガイダンス
2. マクロ経済学とは
3. マクロ経済における需要と供給①
4. マクロ経済における需要と供給②
5. 有効需要と乗数メカニズム①
6. 有効需要と乗数メカニズム②
7. 貨幣の機能①
8. 貨幣の機能②
9. マクロ経済政策（金融政策）
10. マクロ経済政策（財政政策）
11. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析①
12. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析②
13. 総需要と総供給：物価の決定①
14. 総需要と総供給：物価の決定②
15. 経済成長と経済発展

【履修上の注意事項】

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

伊藤元重著、『入門経済学 第3版』，日本評論社，2009年。

【参考文献】

福田慎一・照山博司著、『マクロ経済学・入門 第2版』，有斐閣アルマ，2001年。他，授業で紹介します。

行政学

担当教員 照屋 寛之

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

現代の国家は「行政国家」と称され、行政の占める比重は極めて高い。したがって、私達の日常生活は様々な面で行政と関わっており、行政と関与せずに生活することは不可能である。本講義では、現代国家における行政に関わる諸現象を行政学の視点から考察し、その制度、構造、特質等を明らかにするとともに、今後の行政上の課題に取り組み、解決していくための手がかりを提供するよう心がけたい。同時に、行政学の基本的内容を講義し、受講生が行政学の基本的な知識を習得することを目標とする。可能な限り視聴覚教材(ビデオ)も活用し学生の理解を深めたい。

【授業の展開計画】

- 1 行政学とはどんな学問か：行政と国民生活との関連性
- 2 行政国家の成立要因
- 3 福祉国家を可能にした要因 と課題
- 4 行政学の誕生（アメリカの政治的伝統、政党と猟官制）
- 5 行政学の発展（政治行政分断論）
- 6 行政学の展開（政治行政融合論）
- 7 国家公務員制度（1）
- 8 国家公務員制度（2）
- 9 国家行政機構（1）
- 10 国家行政機構（2）
- 11 行政改革（1）
- 12 行政改革（2）
- 13 政策過程（1）
- 14 政策過程（2）
- 15 官僚制論（1）
- 16 官僚制論（2）
- 17 官僚制論（3）
- 18 わが国の官僚政治の現状と課題
- 19 中間テスト
- 20 日本の行政組織の特徴、
- 21 わが国行政組織における決定方式
- 22 日本の公務員制度
- 23 日本の官僚の人事システム
- 24 公務員制度改革の現状と課題
- 25 行政活動と政策（行政活動の性質、政策の概念）
- 26 中央地方関係（1）
- 27 中央地方関係（2）
- 28 行政学における行政責任論
- 29 現代行政とオンブズマン制度の必要性
- 30 学年末テスト

【履修上の注意事項】

単位のためでなく行政学を勉強したい学生の受講を望む。「学生だから勉強するのではなく勉強するから学生である」という心掛けで受講して欲しい。

【評価方法】

評価は2回実施するテストの結果に出席状況,感想などを加味して行う。

【テキスト】

初回の講義の時に紹介する。

【参考文献】

古賀茂明『日本中枢の崩壊』講談社

行政法 I

担当教員 前津 榮健

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、初めに、行政法の基本原則、行政のしくみ（行政組織）を学び、次に、行政の活動形式（行政手続、行政立法、行政行為、行政上の強制措置、行政指導等）を学ぶことによって理解を深めたい。行政法がいかに身近なものであるかを知るために、判例や沖縄県内の事例を取り上げ講義を進めていきたい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------|----|------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 行政行為の種別、附款 |
| 2 | 行政法とは何か | 18 | 行政裁量 |
| 3 | 行政法の法源 | 19 | 行政行為の瑕疵 |
| 4 | 法律による行政の原理 1 | 20 | 行政行為の取消と撤回 |
| 5 | 法律による行政の原理 2 | 21 | 行政行為のまとめ |
| 6 | 行政上の法律関係 | 22 | 試験 |
| 7 | 行政主体と行政機関 | 23 | 行政上の強制措置 |
| 8 | 国の行政組織 1 | 24 | 行政罰 |
| 9 | 国の行政組織 2 | 25 | 行政指導 1 |
| 10 | 地方自治の意義 | 26 | 行政指導 2 |
| 11 | 地方公共団体の種類と行政組織 | 27 | 行政手続 1 |
| 12 | 地方公共団体の事務 | 28 | 行政手続 2 |
| 13 | 試験 | 29 | 情報公開法 |
| 14 | 行政立法 | 30 | 個人情報保護法 |
| 15 | 行背計画 | 31 | 試験 |
| 16 | 行政行為の意義と特色 | | |

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。登録調整期間中に必ず出席すること。

【評価方法】

- (1) 評価は、2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。
- (2) 例題について質疑あり。

【テキスト】

三好充・仲地博・前津榮健・小橋昇・木村恒隆・藤巻秀夫『ベーシック行政法』（法律文化社）

【参考文献】

- (1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
- (2) 塩野・小早川編『行政判例百選 I・II』（有斐閣）

行政法Ⅱ

担当教員 前津 榮健

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義では、行政法Ⅰで学習した行政法の基本原理や行政作用に関する知識を踏まえ、行政権による権利・利益の侵害に対する救済手段を考察する。つまり、行政による被害はどのようにして償われ、また国民が行政を相手に争う方法には、どのようなものがあり、またどのような問題を抱えているのかについて、具体例を通して考察していきたい。国家補償法、行政争訟法、行政苦情処理等について学ぶことを目的とする。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--------------|----|----------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 行政不服申立の種類 |
| 2 | 現代行政と行政統制 | 18 | 教示制度 |
| 3 | 行政救済法の意義 | 19 | 行政不服申立の提起・審理 |
| 4 | 国家賠償法（1） | 20 | 行政事件訴訟の意義と系譜 |
| 5 | 同上（2） | 21 | 行政事件訴訟と司法審査の限界 |
| 6 | 同上（3） | 22 | 行政事件訴訟の種類 |
| 7 | 同上（4） | 23 | 抗告訴訟の種類 |
| 8 | 事例問題を考える | 24 | 訴訟要件（1） |
| 9 | 損失補償（1） | 25 | 同上（2） |
| 10 | 同上（2） | 26 | 取消訴訟の審理と終結 |
| 11 | 同上（3） | 27 | 事例問題を考える |
| 12 | 結果責任に基づく損害賠償 | 28 | 苦情処理制度 |
| 13 | 事例問題を考える | 29 | オンブズマン制度 |
| 14 | 試験 | 30 | 試験 |
| 15 | 行政争訟法の意義 | 31 | |
| 16 | 行政不服申立の意義 | | |

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。登録調整期間中に必ず出席すること。

【評価方法】

- (1) 評価は2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。
- (2) 例題について質疑あり。

【テキスト】

三好充・仲地博・藤巻秀夫・小橋昇・前津榮健・木村恒夫『ベーシック行政法』（法律文化社）

【参考文献】

- (1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
- (2) 塩野・小早川編『行政判例百選Ⅱ』（有斐閣）

行政法Ⅲ

担当教員 一仲地 彩子

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

行政法とは、国や自治体が行う活動を法的にコントロールする様々な法律の総称である。この授業では、警察法、公物法、公務員法、地方自治法等について学ぶ。このような分野は、法律を専攻する学生にとってもあまり馴染みがない分野かもしれない。しかし、パスポート申請、警察官からの職務質問、道路工事等、実は身近な行政の活動分野である。新聞やテレビで取り上げられる時事問題等を紹介し、行政が実際に行う様々な活動の仕組みを学ぶ。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 法の一般原則と行政法：市民のための行政活動を行うルール |
| 2 | 行政行為論：市民は行政の判断に従わなければならないか |
| 3 | 行政指導の限界：行政からの「お願い」 |
| 4 | 行政強制：義務を履行させる方法はあるか |
| 5 | 行政組織：実際に行政事務を担うのは誰か |
| 6 | 中間テスト+行政法の新展開 |
| 7 | 公務員法1：公務員の責任とは |
| 8 | 公務員法2：公務員に権利はあるか |
| 9 | 警察法1：犯罪捜査のみが警察の仕事か |
| 10 | 警察法2：警察活動のルール |
| 11 | 公物1：公的施設はどのように管理されているか |
| 12 | 公物2：市民が公物を利用するときのルール |
| 13 | 地方自治の法律問題：地方公共団体は国の命令に従わなくてはならないか |
| 14 | 地方自治の法律問題：まちづくりを行うとは |
| 15 | 社会保障法：セーフティーネットの仕組み |
| 16 | |

【履修上の注意事項】

行政法総論（行政法Ⅰ）の理解を前提とするため、講義の前半では、本講義理解に必要とされる範囲で総論を復習する。資格試験（公務員試験や行政書士等）の問題演習・解説を適宜行う。

【評価方法】

中間テスト、期末テスト、出席状況を総合考慮して行う。発言等、授業への積極的参加態度は加点事由とする。

【テキスト】

三好充・仲地博・藤巻秀夫・小橋昇・前津榮健・木村恒夫『ベーシック行政法』（法律文化社）

【参考文献】

宇賀克也『行政法概説Ⅲ』（有斐閣）

経済法

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

「独占禁止法（独禁法）」は、経済活動を規律する「経済法」の核をなす基本法である。市場における競争を維持・促進し、それによって消費者の利益を保護し、経済の民主的発展を促すことを主たる目的としている。また、「独禁法」は、企業の取引とも密接に関係している。本講では、このような市場経済において公正で自由な競争を維持するための経済活動の中心にある「独禁法」のエッセンスを説き明かす。そこでは、国際取引などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|------------------------|
| 1 | 経済法総論 |
| 2 | 独禁法の規制内容 |
| 3 | 企業結合（1）総論 |
| 4 | 企業結合（2）合併・株式保有等の規制 |
| 5 | 不当な取引制限（1）カルテルと関連規定 |
| 6 | 不当な取引制限（2）禁止規定・課徴金 |
| 7 | 私的独占（1）総論 |
| 8 | 私的独占（2）要件・効果 |
| 9 | 不公正な取引方法（1）取引拒絶 |
| 10 | 不公正な取引方法（2）不当対価 |
| 11 | 不公正な取引方法（3）事業活動の不当拘束など |
| 12 | 事業者団体の活動 |
| 13 | 国際取引（1）独禁法の域外適用 |
| 14 | 国際取引（2）国際カルテル・国際合併など |
| 15 | 独禁法のドメイン：政府規制分野・知的財産など |
| 16 | 期末試験 |

【履修上の注意事項】

基本的に、通常の授業形態で行い、可能であれば、講義の理解を深めるために、グループ討論会や双方向的な授業形態も取り入れる。

【評価方法】

期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。

【テキスト】

- (1) 川濱昇＝瀬領真悟＝泉水文雄＝和久井理子『ベーシック経済法〔第3版〕』（有斐閣、2010年）
- (2) 最新版の六法

【参考文献】

- (1) 舟田正之＝金井貴嗣＝泉水文雄 編『経済法判例・審決百選（別冊ジュリスト No.199）』（2010年）
- (2) その他には、必要に応じて、適宜資料を配布する。

刑事政策 I

担当教員 小西 由浩

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

刑事政策 I では、犯罪学的な諸理論から犯罪という現象を概観する。ここでは「犯罪」への種々のアプローチを通して、私たちの社会が犯罪をどのように捉えてきたか、そして私たちは犯罪をいかに認識しているかということのを再考するのが狙いである。また、そのことによって、私たちの社会のありようをあらためて意識することのきっかけになればと考えている。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|------------------------|
| 1 | 近代法における犯罪者の像 |
| 2 | 犯罪人類学の登場と刑法学 |
| 3 | 個人の病としての犯罪 |
| 4 | 社会病理としての犯罪；アノミー理論 |
| 5 | 都市問題としての犯罪；社会解体論 |
| 6 | 文化としての犯罪；非行副次文化理論 |
| 7 | 社会構造と犯罪；アノミーとアメリカ社会 |
| 8 | 社会構造と犯罪 2；社会改良主義と犯罪理論 |
| 9 | レッテルとしての犯罪；ラベリング理論 |
| 10 | 犯罪原因論の衰退と犯罪学の展開 |
| 11 | 合理的行動としての犯罪；犯罪機会論 |
| 12 | 現代的犯罪予防論 |
| 13 | 新たなリスクとしての犯罪；犯罪不安と刑事政策 |
| 14 | まとめ I |
| 15 | まとめ II |
| 16 | テスト |

【履修上の注意事項】

通常の講義形式ではあるが、学生との対話を重視したい。そのため積極的に発言する学生を歓迎する。

【評価方法】

テストの結果および受講態度による。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

刑事政策Ⅱ

担当教員 小西 由浩

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、我が国の刑事制裁の諸制度を主として、犯罪および犯罪者への対策を扱う。刑罰制度のありかたやその変化を概観することで、私たちの社会が犯罪というものをどのように考えているかを照らし出し、さらに、そのような考え方を支える社会的な文脈を考察する。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------------|
| 1 | 我が国の犯罪情勢 |
| 2 | 死刑問題 |
| 3 | 自由刑；歴史的考察 |
| 4 | 自由刑；現代的展開 |
| 5 | 財産的制裁 |
| 6 | 社会内処遇と更正保護 |
| 7 | 少年法の基本構造 |
| 8 | 少年の保護処分 |
| 9 | 触法精神障害者と保安処分論 |
| 10 | 犯罪被害者；被害者学と被害者化 |
| 11 | 犯罪被害者；被害者支援の諸対策 |
| 12 | 国際化社会と刑事法 |
| 13 | 高齢社会における刑事政策 |
| 14 | 刑事政策の新動向Ⅰ |
| 15 | 刑事政策の新動向Ⅱ |
| 16 | テスト |

【履修上の注意事項】

受講者との質疑応答を可能な限り行いたい。積極的な発言を望みたい。

【評価方法】

テスト結果および受講態度による。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

刑事訴訟法

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

講義では法学部生の常識と呼べる程度において、現在の刑事手続の流れ及び概念をおもに判例の動向に即して理解させる。刑事訴訟では正確な犯罪事実の認定が重要である。証拠法（則）と呼ばれる、裁判所が事実認定に活用してよい証拠とは何かそのルールを定めた観念の正確な理解がとりわけ重要である。この証拠法のルーツを辿ってゆくと欧米で現在も行われている陪審裁判の土壌の中から生み出されてきたものが多い。講義ではそうした刑事訴訟を支配する重要な概念がどのような経緯で生み出されてきたのかにも十分な注意を払いながらわかりやすく講義を進めたい。

【授業の展開計画】

《刑事手続の流れと理念》を学ぶ。ゆえに、

(1) 刑事訴訟法の理念 (2) 捜査・起訴 (3) 公判審理 (4) 裁判・上訴 (5) 刑事訴訟の担い手を主な内容とする。2009年最高裁判決で那須弘平判事は、《えん罪で国民を処罰するのは国による人権侵害であり、これを防止するのが刑事裁判での最重要課題の1つである。刑事裁判の諸原則もえん罪防止にある》と述べた。訴訟法の目的は刑法など実体法を事実当てはめ適正な結論を引き出して秩序を回復することに求められるが、殊に刑事ではえん罪の防止が大きな課題になる。今年度は、証拠法にあたる13、15から17を前倒しして講義の初期の段階で述べる。

そこで、1 裁判とはどのようなものか

3 刑事裁判の基本原則

5 国家訴追主義・起訴独占主義

7 捜査と裁判

9 捜査機関

11 任意捜査の原則—強制捜査法定主義

13 違法収集証拠の排除法則

15 証拠と事実認定

17 事実認定における証拠の扱い

19 判決

21 誤判の救済制度

23 公判手続き以外の手続き

25 裁判官と裁判所

27 検察官と検察庁

29 弁護士と弁護士会

2 真実追究と人権保障の相克

4 捜査と令状主義

6 公判手続きと当事者主義

8 刑事手続きと捜査の役割

10 捜査の流れ

12 捜査の適正化のための方法

14 公判手続き

16 証拠の種類

18 迅速な裁判の実現

20 誤判とその救済

22 再審

24 被害者参加人制度

26 司法権の独立

28 検察官同一体の原則

30 弁護士の地位

【履修上の注意事項】

実際に刑事裁判に携わっている判事、検事、弁護士等に教室で話をさせていただいたり、受講生等とともに裁判所にいき、現実の刑事裁判を傍聴することを考えている。

受講生等は、刑事裁判や司法制度改革に関する日々のニュース報道にアンテナを張っておくこと。

【評価方法】

地裁での刑事裁判の傍聴（検事の起訴状朗読から判決まで）をし、その内容をまとめたレポートを夏期休暇明けまでに提出した人には成績評価で優遇（提出は任意）。刑事手続を理解する近道は裁判傍聴に尽きる事が理由。成績評価は試験（講義への出席者を優遇したいので出題範囲は講義であつかった範囲内だけに限定）と出欠状況。

【テキスト】

開講の際に指定する。そのほか、最新の六法、ノート必携。

【参考文献】

刑法各論

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

『犯罪』とは、ある社会病理現象に、刑法の条文を「法解釈」によって『構成要件』に加工して適用した結果。犯罪毎に『構成要件』は異なる。実際の社会病理現象は様々で、それに応じて『構成要件』も変わるからだ。これを学習するのが、刑法各論。諸君が学んだ「刑法総論」が体系的な思考方法ならば、問題別思考方法をとらなければならない。刑法各論の学習は、刑法総論の正確な理解のうえに成り立つ。犯罪とは「構成要件」に該当し、違法でかつ有責な行為である。この体系的な思考方法の実質化が問題別思考方法であり、刑法各論である。

【授業の展開計画】

なるべく最近の新聞記事などを使いながら、各犯罪を解説したい。

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|--------------------|
| 1 | 刑法各論の学習のコツ | 17 | 背任の罪 |
| 2 | ○個人的法益とは何か | 18 | 盗品関与の罪 |
| 3 | 生命身体の安全を害する罪 | 19 | 毀棄・隠匿の罪 |
| 4 | 殺人の罪 | 20 | 財産犯総括 |
| 5 | 傷害の罪・墮胎の罪・遺棄の罪 | 21 | 中間試験 |
| 6 | 過失致死傷害の罪 | 22 | ○社会的法益とは何か |
| 7 | 自由を害する罪 | 23 | 公共の安全を害する罪：放火の罪ほか |
| 8 | 逮捕監禁の罪・脅迫の罪・拐取及び誘拐の罪 | 24 | 経済取引秩序を害する罪 |
| 9 | 強制わいせつ罪・強姦罪 | 25 | 文書偽造の罪 |
| 10 | 住居・秘密を侵す罪 | 26 | 通貨偽造の罪 |
| 11 | 名誉・信用・業務を害する罪 | 27 | 公共の安全を害する罪、風俗に関する罪 |
| 12 | 財産犯総説 | 28 | ○国家的法益とは何か |
| 13 | 窃盗の罪、強盗の罪、恐喝の罪 | 29 | 国家の安全を害する罪 |
| 14 | 詐欺の罪（1） | 30 | 国家の機能を害する罪 |
| 15 | 詐欺の罪（2） | 31 | 学年末試験 |
| 16 | 横領の罪 | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法、テキスト、ノートを持参すること。

聴講に際し、心身にハンデのある人は、中野までそれとなく伝えてください。成績評価の方法も含めできるだけ配慮に努めます

【評価方法】

試験による。気まぐれに実施される出席調査を兼ねる小テストも評価の対象。

【テキスト】

小西由浩『テキスト刑法各論』青林書院・中野正剛『刑法総論講義案』成文堂

【参考文献】

刑法総論

担当教員 中野 正剛

対象学年 2年

単位区分 必

準備事項

備考 法律学科対象

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

『なぜ国は犯罪の被害者でないにもかかわらず犯罪者を死刑にできるのか?』が刑法を考える出発点である。通説を要領よくまとめた中山研一『口述刑法総論』成文堂をベースに判例通説をさらに深く批判的に考えるために、これに対しやや異なる立場からまとめられた拙著を用いながら、刑法理論の実像に迫りたい。講義では、刑法の基本観念(罪刑法定主義・法益保護の原則【侵害原理】・責任主義)を踏まえた上で、構成要件論・法益侵害説・規範的責任論から成る通説の依拠する犯罪論の意義を、私の立場である意味論的行為論、社会秩序無価値説、心理的責任論と対照させながら批判的に理解させる。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------------|----|-------------------|
| 1 | 教科書の使い方・講義の受け方 | 17 | 責任論一責任の本質 |
| 2 | 刑法思想・刑法学説の歴史・罪刑法定主義 | 18 | 責任の構造 |
| 3 | 客観主義の刑法理論 | 19 | 責任能力 |
| 4 | 刑罰一応報刑主義 | 20 | 故意と過失 |
| 5 | 犯罪一行為責任の原則 | 21 | 信賴の原則 |
| 6 | 国家と刑法一民主主義と刑法 | 22 | 錯誤 |
| 7 | 犯罪論の構成(序論) | 23 | 期待可能性をめぐる諸問題 |
| 8 | 行為論一行為論の独立性 | 24 | 未遂論 |
| 9 | 目的的行為論その他 | 25 | 共犯論(序論) |
| 10 | 真正不作為犯と不真正不作為犯 | 26 | 共謀共同正犯その他 |
| 11 | 法人の犯罪能力・両罰規定 | 27 | 共犯と錯誤、共犯と身分、必要的共犯 |
| 12 | 構成要件論 | 28 | 罪数論 |
| 13 | 因果関係論 | 29 | 刑罰論一刑罰の本質 |
| 14 | 違法論一違法性と責任の関係 | 30 | 刑の種類、刑の量定、執行 |
| 15 | 形式的違法性と実質的違法性 | 31 | |
| 16 | 違法性阻却事由 | | |

【履修上の注意事項】

必ず、指示された教科書と最新の六法、ノート持参。講義中は、携帯電話の電源を切り、おしゃべり厳禁。講義は、各種国家試験、公務員試験に応じるため判例通説を尊重する。刑法を学ぶときは、国民の法確信・処罰感情の満足と被告人の人権の保障とのバランスをはかることが重要。被告人ひいては国民の自由権的人権をいかに保護するかに腐心して、法解釈学が展開されてきた。われわれが通常持つ凶悪事件はかならず重罰にせよという要求に即して刑法理論が動いているわけではない点に注目してほしい。

【評価方法】

期末試験(論述式)による。出席調査をかねて小テストを少し。評価は厳しく、公平にかつ厳格に行う。

【テキスト】

指定教科書：中野正剛『刑法総論講義案』成文堂(厚生会館1階の朝野書店で扱い中)

【参考文献】

大越義久『刑法総論』(有斐閣)、中山研一『概説刑法I』(成文堂)、井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法』日本評論社、前田雅英『刑法総論講義』東京大学出版会、井田・『刑事法講義ノート』慶応義塾大学出版会

憲法 I

担当教員 井端 正幸

対象学年 1年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

近代以降の憲法は、基本的人権の保障と統治の機構を主な構成要素としている。その理念や基本原理をふまえた上で、現実の諸問題を考えなければならない。

この講義では、基本的人権の概念とその保障のあり方、日本社会における憲法問題、憲法をめぐる最近の諸問題、などを取りあげる予定である。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|--------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | プライバシー権と個人情報の保護 |
| 2 | 法とは何か — 国家と法 | 18 | ビデオ「プライバシー」視聴 |
| 3 | 憲法とは何か — 人権保障と立憲主義 | 19 | 営業は自由にできるか |
| 4 | 基本的人権の歴史 — 近代と現代 | 20 | 財産権の保障と損失補償 |
| 5 | 二つの憲法と人権保障 — 臣民と国民 | 21 | 人間らしく生きる権利 |
| 6 | 平和に生きる権利 — 平和主義と安全保障 | 22 | 教育を受ける権利と教育の自由 |
| 7 | 「非武装」と集団的安全保障 | 23 | 働くことは権利か |
| 8 | ビデオ「最高裁判所」視聴 | 24 | 刑事裁判と人身の自由 |
| 9 | 外国人に人権は保障されるか | 25 | 被疑者・被告人の人権 |
| 10 | 「会社」に人権は保障されるか | 26 | 現代日本の憲法問題（1） |
| 11 | 「法の下での平等」の現在 — 平等原則 | 27 | 現代日本の憲法問題（2） |
| 12 | ビデオ「私は男女平等を憲法に書いた」視聴 | 28 | 現代日本の憲法問題（3） |
| 13 | 人権の制約は許されるか — 違憲審査基準 | 29 | 米軍ヘリコプター墜落事故と法的諸問題 |
| 14 | 信教の自由と政教分離原則 | 30 | 質問と回答 |
| 15 | 表現の自由の規制と違憲審査 | 31 | 試 験 |
| 16 | 知る権利と情報公開 | | |

【履修上の注意事項】

必要に応じて講義の際に指示する。

【評価方法】

- (1) 評価の基本は学期末に行う論述試験とする。
- (2) 必要に応じて、小テストを行うかレポートの提出を求める。

【テキスト】

テキストは使用しない（講義の際にプリントを配布する予定）。ただし、六法等、日本国憲法の規定・条文が載っているものを必ず持参すること。

【参考文献】

- (1) 井端正幸・渡名喜庸安・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う』法律文化社
- (2) 永田秀樹・和田進編『歴史の中の日本国憲法』法律文化社
- (3) 元山健編『CD-ROMで学ぶ 現代日本の憲法』法律文化社

憲法Ⅱ

担当教員 一仲地 彩子

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

憲法の統治機構に関する分野を扱う。国会、内閣、裁判所の存在は知っていても、これらの機構がどのような役割を果たしているのかは抽象的で理解しにくい。本講義では、統治機構が人権擁護にどのような役割を果たしているのかという点から講義を行う。選挙、財政、天皇制等、新聞やテレビ等で取り上げられる統治に関する問題についても解説を行う。履修後には、これらについて、学生が自分で法的に説明できる能力を身につけることを目標とする。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------------------------|
| 1 | 憲法史：なぜ憲法は「近代」と共に語られるのか |
| 2 | 天皇制：「象徴」である天皇の権限とは |
| 3 | 平和主義：自衛戦争容認説と否定説の対立が生まれるのはなぜか |
| 4 | 統治の基本原則：権力分立・法の支配・国民主権とは |
| 5 | 国会1：国会の権限とは何か。国会は国民のために何をしているのか |
| 6 | 国会2：議院の権限とは何か。議員の特権とは何か |
| 7 | 中間試験＋選挙制度に関する近年の議論 |
| 8 | 内閣1：議院内閣制とは |
| 9 | 内閣2：内閣が行政を行う仕組み |
| 10 | 裁判所1：裁判所の地位と権能 |
| 11 | 裁判所2：司法権とは何か |
| 12 | 憲法訴訟1：憲法訴訟はどのようなときに提起できるか |
| 13 | 憲法訴訟2：憲法判断の方法（違憲審査基準）とその効果 |
| 14 | 地方自治：地方公共団体の権能とは |
| 15 | 財政・国法の諸形式 |
| 16 | |

【履修上の注意事項】

憲法Ⅰの理解を前提とするが、本講義理解に必要なとされる知識は授業中に適宜補うため、憲法を苦手とする者も心配せずに参加してほしい。資格試験（公務員試験や行政書士等）の問題演習・解説を適宜行う。

【評価方法】

中間テスト、期末テスト、出席状況を総合考慮して行う。発言等、授業への積極的参加態度は加点事由とする。

【テキスト】

安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本』（有斐閣）

【参考文献】

渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法 2 統治 [第4版]』（有斐閣アルマ）
 芦部信喜『憲法 [第5版]』（岩波書店）

現代社会と犯罪 I

担当教員 小西 由浩

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、犯罪対策・立法における近年の動向を踏まえつつ、それらを支える社会的文脈を考察することに力を置きたい。つまり、犯罪や刑罰の問題を一つの窓口にして、私たちはどのような社会に生きているのかを考えるような講義を目指している。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------------|
| 1 | はじめに |
| 2 | 刑事裁判の変貌 1 ; 裁判員裁判 |
| 3 | 刑事裁判の変貌 2 ; 犯罪被害者の参加 |
| 4 | 司法と福祉 1 ; 触法少年の処遇 |
| 5 | 司法と福祉 2 ; 触法精神障害者の処遇 |
| 6 | 親密圏における犯罪化 ; ストーカー・DV・児童虐待 |
| 7 | 交通犯罪における厳罰化 |
| 8 | 薬物犯罪 |
| 9 | 組織犯罪 |
| 10 | 国際社会と犯罪 ; 国際刑法 |
| 11 | 日米地位協定における刑事裁判権 |
| 12 | 日本社会における治安の悪化と犯罪不安 |
| 13 | 犯罪予防論 ; 安全・安心なまちづくり |
| 14 | 犯罪情勢と犯罪統計 |
| 15 | まとめ |
| 16 | テスト |

【履修上の注意事項】

可能な限り受講生との質疑応答を行いたい。

【評価方法】

期末テストの結果による。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

現代社会と犯罪Ⅱ

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

少年法の理解をめざします。裁判員裁判の対象事件には皆さんと年齢の近い少年も被告人となることを排除していません。しかし、近年、少年に死刑宣告がなされる傾向に歯止めが見られなくなっています。少年法の専門家の間ではこれは異常な状態と映っています。なぜ『異常』なのか、それを少年法を支える『保護主義』の理念、さらには国際準則の立場、さらには一般人権と違う『子ども固有の人権』という視座から講述します。これまで、社会人講師として全国の少年院をまわり連載記事を書いた新聞記者を招いて講話をいただいたり、県内の少年院、少年鑑別所を訪問し処遇の実際を説明していただいた。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--|
| 1 | なぜ同じ犯罪を犯しても、少年の場合には直ちに刑の執行がなされないのか（保護主義） |
| 2 | 現行少年法の特徴 |
| 3 | 子どもの人権と人としての人権という2つの人権 |
| 4 | 少年法の理念と基本構造—保護主義と保護手続 |
| 5 | 手続の概観 |
| 6 | 発見過程とその問題点 |
| 7 | 家庭裁判所の受理 |
| 8 | 調査過程 |
| 9 | 審判過程（1） |
| 10 | 審判過程（2） |
| 11 | 少年の刑事事件（1） |
| 12 | 少年の刑事事件（2） |
| 13 | 少年法改正論議 |
| 14 | 少年司法と国際準則 |
| 15 | 世界諸国の少年法制 |
| 16 | 試験 |

【履修上の注意事項】

社会人講師を招いて、少年院での非行のある少年への支援がどのように行われているのかその実情についても理解を深めたい。また、履修者数にもよりますが、県内の家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、保護施設などをめぐり、現場で今何が問題になっているか、実務家の意見を聞きながら講義を進めたい。*講義受講で心身にハンデのある人は私までそれとなく伝えてください。成績評価を含めできるだけ配慮に努めます。

【評価方法】

試験や日ごろの受講態度などを総合勘案して評価をする

【テキスト】

劇画『勝利の朝』（小学館）【厚生会館1階の朝野書店で扱い中】をテキストに指定する。そのほか犯罪白書などの資料をコピーの上提供する。

【参考文献】

澤登俊雄『少年法入門』有斐閣 伊坂幸太郎『チルドレン』講談社文庫 家庭問題情報センター『家裁に来た人びと』日本評論社 生島浩『悩みを抱えられない少年たち』日本評論社 『少年事件重要判決50選』立花書房

国際私法

担当教員 熊谷 久世

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

国際化の進展に伴って、国境を越えた法律問題が多発している。しかし、地球上には国境で仕切られた200以上の国があり、それぞれの法律の内容は異なっている。法統一は限られた分野でしかできていないため、一般にはいずれの国の法律を適用するかを定める国際私法ルールによって法秩序に安定を与えるという方法が採用されている。国際的な結婚・離婚などそれぞれの「単位法律関係」について、当事者の国籍・常居所などを「連結点」として「準拠法」を定めるのである。本講では、こうした準拠法の決定適用プロセスについて講義する。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--------------------|----|-----------------|
| 1 | ガイダンス（講義の進め方） | 17 | 自然人－権利能力・行為能力 |
| 2 | 緒論 国際私法と国際民事手続法 | 18 | 氏名について |
| 3 | 国際私法の意義 | 19 | 法人－従属法 |
| 4 | 国際私法と統一法 | 20 | 法律行為－当事者自治の原則 |
| 5 | 国際私法による問題解決の実際 | 21 | 法定債権 |
| 6 | 国際民事手続法 | 22 | 国際婚姻の成立 |
| 7 | 総論 国際私法の構造 | 23 | 国際婚姻の効力 |
| 8 | 単位法律関係と性質決定 | 24 | 夫婦財産制 |
| 9 | 連結点の確定 | 25 | 国際離婚 |
| 10 | 日本の国籍法 | 26 | 国際親子－実親子関係 |
| 11 | 連結点としての国籍および住所、常居所 | 27 | 国際親子－養親子関係 |
| 12 | 準拠法の特定期－反致 | 28 | 物権その他の財産権－知的財産権 |
| 13 | 不統一法・未承認国法の指定 | 29 | 国際相続 |
| 14 | 準拠法の適用－国際私法上の公序 | 30 | 総括 |
| 15 | 小括 | 31 | 期末試験 |
| 16 | 各論 総説 | | |

【履修上の注意事項】

国際私法は国内法である。『六法』を必ず持参すること。国際法の条約集は不要。
国際私法は、従来の『法例』から、平成19年1月1日より『法の適用に関する通則法』として施行されている。

【評価方法】

前・後期末の試験およびレポートを課した場合はそれらを含めた総合的評価とする。

【テキスト】

「国際私法入門（第7版）」沢木敬郎・道垣内正人（有斐閣双書）又は「国際私法（第3版）」神前禎・早川吉尚・元永和彦（有斐閣アルマ）を推奨する。併せて適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

(1)「国際私法判例百選第2版」桜田嘉章・道垣内正人編 (2)「国際関係私法入門（第3版）」松岡博 (3)「国際私法（第6版）」桜田嘉章 (4)「国際私法講義（第3版）」溜池良夫 (5)「国際私法概論（第5版）」木棚照一・松岡博・渡辺惺之（上記はすべて有斐閣）

国際政治学

担当教員 野添 文彬

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

グローバル化が進展する今日、私たちの生活は国際社会の動向と密接に関係している。そして、現在の国際社会を深く理解する上で、国際政治の歴史と理論とともに学ぶことが有益である。そのため本講義では、国際政治の歴史を概観するとともに、国際政治学上の基本的な分析枠組みを紹介する。歴史面では、20世紀以降の国際政治の展開を重視し、映像資料も用いたいと考えている。理論面では、国際政治について多様な見方があり、国際的な諸問題について様々な解決策がありうることを理解してもらえればと思っている。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------------|----|-------------------|
| 1 | イントロダクション | 17 | デタントの進展 |
| 2 | ウェストファリア体制の成立 | 18 | デタントの崩壊と新冷戦 |
| 3 | ナポレオン戦争とウィーン体制の成立 | 19 | 新冷戦から冷戦の終結へ |
| 4 | バックス・ブリタニカとビスマルク外交 | 20 | 冷戦後の国際秩序の模索 |
| 5 | 帝国主義の時代と新興国の台頭 | 21 | 9・11テロ後の世界 |
| 6 | 第一次世界大戦の勃発 | 22 | 国際政治学の分析枠組み |
| 7 | ベルサイユ体制の成立 | 23 | リアリズムによる国際政治の見方① |
| 8 | ベルサイユ体制の崩壊 | 24 | リアリズムによる国際政治の見方② |
| 9 | 第二次世界大戦の勃発 | 25 | リベラリズムによる国際政治の見方① |
| 10 | 第二次世界大戦の終結とヤルタ体制 | 26 | リベラリズムによる国際政治の見方② |
| 11 | 冷戦の開始—トルマン・ドクトリンとマーシャル・プラン | 27 | 従属論・帝国論による国際政治の見方 |
| 12 | 東アジアへの冷戦の波及 | 28 | 規範・文化に基づく国際政治の見方 |
| 13 | アイゼンハワー政権のニュールック戦略 | 29 | 現代国際社会の課題 |
| 14 | 冷戦のグローバル化 | 30 | まとめ |
| 15 | キューバ・ミサイル危機とその教訓 | 31 | |
| 16 | ベトナム戦争 | | |

【履修上の注意事項】

講義中の私語を厳しく禁じる。

【評価方法】

定期試験の結果（70％）と出席状況（30％）を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価する。

【テキスト】

村田晃嗣ほか『国際政治学をつかむ』有斐閣、2009年

【参考文献】

ジョセフ・ナイ、デイヴィッド・ウェルチ『国際紛争 原初第8版』有斐閣、2011年

国際法 I

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

今日の私たちの生活は、国際社会とのつながりを前提として成り立っており、国際社会の法的ルールである国際法は、私たちが安定した日常生活を送るために必要なものである。

本講義では、国際法の歴史・法的性格、条約法や法主体などの基本的なことから解説し、次に、国際法の中心的な主体である国家について解説する。

講義の際には、国際法に関する新しい事例等を可能なかぎり提示して、理解を進めてもらう。

【授業の展開計画】

以下の通りに進めていく予定である。

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------------|----|---------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 国際法の主体③国際機構 |
| 2 | イントロ (国際法はどのようなものか) | 18 | 国際法の主体④私人 |
| 3 | 国際法の歴史 | 19 | 国家の成立・国家承認 |
| 4 | 国際法の法的性格 | 20 | 自決権 |
| 5 | 国内法との関係 | 21 | 国家承継 |
| 6 | 国際法の成立形式①慣習法 | 22 | 国家の機関①政府、国家元首 |
| 7 | 国際法の成立形式②条約 | 23 | 国家の機関②外交使節 |
| 8 | その他の成立形式 | 24 | 国家の機関③領事 |
| 9 | 条約法とは | 25 | 国家主権 |
| 10 | 条約の成立 | 26 | 国家管轄権 |
| 11 | 条約の留保 | 27 | 国家免除 |
| 12 | 条約の解釈・適用 | 28 | 平等権 |
| 13 | 条約の無効・終了 | 29 | 不干渉義務、普遍的義務 |
| 14 | まとめ① (1章～3章) | 30 | まとめ② (4章～7章) |
| 15 | 国際法の主体①国家 | 31 | テスト |
| 16 | 国際法の主体②人民 | | |

【履修上の注意事項】

国際法の講義では「国内法との比較」によって説明することが多いので、法学部の基礎的な法律科目を履修してから、その後に国際法を受講することが望ましい。

【評価方法】

学期末等を実施するテストによって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法〔第5版〕』（有斐閣、2007年）←※注意！ 変更の可能性あり

【参考文献】

講義の際に適宜紹介する。

国際法Ⅱ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、国際法Ⅰで学ぶ国際法的な考え方、基本的な概念をベースにして、国際社会の空間秩序について勉強する(国家領域、国際価地域、海洋法、航空・宇宙法など)。

また、国際法Ⅰと同様に、国際法に関する最新の事例等を、具体的素材として可能な限り提示しながら講義を進めていく。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------------|
| 1 | ガイダンス |
| 2 | イントロ (国際法の空間秩序) |
| 3 | 領域主権 |
| 4 | 領域の得喪 |
| 5 | 国際河川 |
| 6 | 国際運河 |
| 7 | 南極 |
| 8 | 海洋の法秩序 |
| 9 | 航行利用の制度 |
| 10 | 海洋資源開発の制度 |
| 11 | 海洋汚染の防止 |
| 12 | 日本と海洋法 |
| 13 | 空の国際法 |
| 14 | 国際航空法 |
| 15 | 宇宙法 |
| 16 | まとめ |

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してからⅡを受講することを、強く勧めます。

【評価方法】

学期末等を実施する試験によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法[第5版]』(有斐閣、2007年)

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に紹介していく。

国際法Ⅲ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

国際法Ⅰで学んだ基本的知識をベースにしつつ、社会的・経済的分野における国際ルールについて勉強する。具体的には、私人の保護と処罰、経済的な国際協力、環境保護のための国際協力を勉強する。

【授業の展開計画】

以下の通りに進めていく予定であるが、進捗状況に応じて変更することもありうる。

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------------|
| 1 | ガイダンス |
| 2 | イントロ（社会的・経済的分野の国際法について） |
| 3 | 国籍 |
| 4 | 外国人の地位 |
| 5 | 人権の国際的保障 |
| 6 | 難民の保護 |
| 7 | 犯罪人引渡し |
| 8 | 国際犯罪 |
| 9 | 貿易 |
| 10 | 通貨・金融 |
| 11 | 投資 |
| 12 | 南北問題、地域経済統合 |
| 13 | 環境保全のための基本原則・条約制度 |
| 14 | 越境汚染損害と賠償責任 |
| 15 | まとめ |
| 16 | テスト |

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してから受講することを、強く勧めます。

【評価方法】

学期末のテストによって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法〔第5版〕』（有斐閣Sシリーズ、2007年） ※国際法Ⅰと同じテキスト

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に適宜紹介する。

国際法Ⅳ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

国際法Ⅰで学んだ国際法の基本的な考え方をベースにして、平和と秩序維持のための国際法について勉強していきます。具体的には、国家責任の成立・追及、国際紛争の処理の進め方、戦争の違法化と安全保障、武力紛争の犠牲者の保護、中立制度を勉強します。内容については、適宜順序を入れ替えることがあります。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------------|
| 1 | 導入講義（平和・秩序維持の分野における国際法） |
| 2 | 国際違法行為の成立・効果 |
| 3 | 国際請求、対抗措置 |
| 4 | 紛争の平和的処理とは |
| 5 | 紛争処理の手段①（交渉、周旋、仲介） |
| 6 | 紛争処理の手段②（審査、調停、仲裁） |
| 7 | 紛争の司法的解決 |
| 8 | 紛争の政治的処理、国際裁判と日本 |
| 9 | 戦争・武力行使の違法化 |
| 10 | 集団安全保障 |
| 11 | 自衛権 |
| 12 | 平和維持活動、軍縮・軍備管理 |
| 13 | 戦闘の手段・方法の規制 |
| 14 | 武力紛争犠牲者の保護、履行確保 |
| 15 | 中立法 |
| 16 | テスト |

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してからの受講を強く勧めます。

【評価方法】

学期末の試験等によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法[第5版]』（有斐閣Sシリーズ、2007年）

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に紹介します。

国際民事訴訟法

担当教員 熊谷 久世

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

国際民事訴訟法とは、渉外的・国際的な民事紛争を解決する民事手続のうち、民事訴訟に関する部分を指して言う。外国との取引や外国人との婚姻・離婚など渉外的法律関係に関して生じた紛争を解決するための手段は、裁判・仲裁など多様である。また、仮に裁判を利用することにしても、どこの国の裁判所に訴えを提起すればよいのか、その訴訟はどのような手続に則って行われるのか、さらには、そこで得た判決はどのような効力を有するのかといった問題もある。こうした問題を対象とするのが国際民事訴訟法であり、本講義では、身近な事例を挙げながら紛争の解決に必要な基礎知識の習得をめざしたい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------|
| 1 | 国際民事訴訟法とは |
| 2 | 国際民事訴訟法に関する主要問題概説 |
| 3 | 民事裁判権の免除 |
| 4 | 国際裁判管轄 総論 |
| 5 | 国際裁判管轄 各論① |
| 6 | 国際裁判管轄 各論② |
| 7 | 国際訴訟競合① |
| 8 | 国際訴訟競合② |
| 9 | 当事者（外国人の訴訟上の地位） |
| 10 | 国際司法共助① |
| 11 | 国際司法共助② |
| 12 | 外国法の適用 |
| 13 | 外国判決の承認・執行① |
| 14 | 外国判決の承認・執行② |
| 15 | その他の問題：まとめ |
| 16 | 期末試験 |

【履修上の注意事項】

六法（最新版）を毎回持参して下さい。

【評価方法】

期末試験および随時課されるレポート・小テストなどにより総合評価する。

【テキスト】

特に指定しない。毎回レジュメを配布する。

【参考文献】

(1)「国際関係私法入門（第3版）」松岡博（有斐閣） (2)「国際私法判例百選（第2版）」櫻田嘉章・道垣内正人（有斐閣） (3)「国際私法（第3版）」神前禎・早川吉尚・元永和彦（有斐閣） (4)「国際民事手続法（第2版）」本間靖規・中野俊一郎・酒井一（有斐閣）

債権各論

担当教員 田中 稔

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

債権は人に対する権利であり、物の支配権である物権と並んで、重要な財産権である。本講義では、民法521条～724条を中心として、債権の発生原因となる法律関係（契約・事務管理・不当利得・不法行為）と、その法律関係に応じた債権の発生・変更・消滅の特徴を考えます。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------|----|-------------|
| 1 | オリエンテーション | 17 | 雇傭契約 |
| 2 | 契約の成立 | 18 | 請負契約（1） 総論 |
| 3 | 原始的不能論 | 19 | 請負契約（2） 各論 |
| 4 | 同時履行の抗弁権 | 20 | 委任契約 |
| 5 | 危険負担 | 21 | 寄託契約 |
| 6 | 第三者のためにする契約 | 22 | 組合契約 |
| 7 | 贈与契約 | 23 | 和解契約 |
| 8 | 売買契約（1） 総論 | 24 | 終身定期金契約 |
| 9 | 売買契約（2） 担保責任 | 25 | 事務管理 |
| 10 | 売買契約（3） 手付・買戻 | 26 | 不当利得（1） 総論 |
| 11 | 交換契約 | 27 | 不当利得（2） 類型論 |
| 12 | 使用貸借 | 28 | 不法行為（1） 要件 |
| 13 | 消費貸借 | 29 | 不法行為（2） 効果 |
| 14 | 賃貸借（1） 総論 | 30 | 不法行為（3） その他 |
| 15 | 賃貸借（2） 借地借家法 | 31 | 期末試験は行わない。 |
| 16 | 賃貸借（3） 借地借家法 | | |

【履修上の注意事項】

六法を持参すること。

【評価方法】

講義中に小テストを10回程度実施します。レポートを課する場合があります。期末試験は行いません。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

熊田裕之『民法の解説 債権法』（ネットスクール）
民法判例百選II（第6版）

債権総論

担当教員 田中 稔

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

債権総論は、債権の一般的性質を検討することを課題としているが、要するに、お金のやりとりを巡る利害を調整する法分野である。債権者が債務者からできる限り全額を回収する努力をするが、それがかなわない場合に、残額を債権者自身がかぶるのか、それとも、第三者に負担を押しつけることができるか、というお金に関する人間のふるまいを法律を通して見てゆきたい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------|----|---------------|
| 1 | オリエンテーション | 17 | 不真正連帯債務－人的担保－ |
| 2 | 私法における債権法の位置づけ | 18 | 債権者代位権 |
| 3 | 債権の法的性質－物権との対比－ | 19 | 債権者取消権 |
| 4 | 債権の目的－特定物債権・種類債権－ | 20 | 抵当権総論－物的担保－ |
| 5 | 債権の目的－利息制限法－ | 21 | 抵当権各論－物的担保－ |
| 6 | 弁済－債権の消滅事由－ | 22 | 債務不履行責任総論 |
| 7 | 弁済－債権の準占有者－ | 23 | 瑕疵担保責任 |
| 8 | 弁済－第三者弁済 | 24 | 不完全履行 |
| 9 | 弁済－提供・供託－ | 25 | 契約締結上の過失 |
| 10 | 弁済－弁済による代位－ | 26 | 金銭債務の不履行 |
| 11 | 相殺－総論－ | 27 | 損害論 |
| 12 | 相殺－担保的機能－ | 28 | 損害賠償の範囲 |
| 13 | 債権譲渡－総論－ | 29 | 損害賠償額の算定期限 |
| 14 | 債権譲渡－各論－ | 30 | 損害賠償とその他の救済制度 |
| 15 | 保証債務－人的担保－ | 31 | |
| 16 | 連帯債務－人的担保－ | | |

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

【評価方法】

講義中に小テストを10回程度実施します。レポートを課する場合があります。期末試験は行いません。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

熊田裕之『民法の解説 債権法』（ネットスクール）
田沼柁編『民法判例解説2』（一橋出版）

裁判法 I

担当教員 末崎 衛

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

2009年5月に裁判員制度が始まり、一般の人が裁判に関わる機会が増えています。この講義では、主に刑事裁判を対象とし、①刑事裁判や捜査に関する基本的な原則、②裁判に関わる法律家の役割、③裁判員制度の意義と問題点の3点を中心に講義を進めます。この3点について受講生が理解し説明できるようになることを直接の目標としますが、この講義を通じて最終的には、「自分が将来裁判員に選ばれ、人（被告人）を『裁く』立場に立ったときに、どんなことに注意して裁判員の職務を行うべきか」について、受講生各自が考え、理解し、さらに周りの人に説明できるようになってほしいと思います。

【授業の展開計画】

裁判（司法制度）に関して興味を惹く出来事などがあつた場合、予定を変更して取り上げることがあります。

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------------------------|
| 1 | ガイダンス |
| 2 | 刑事手続（捜査から刑事裁判・判決までの手続）の役割 |
| 3 | 刑事裁判の仕組みと諸原則(1) |
| 4 | 刑事裁判の仕組みと諸原則(2) |
| 5 | 「捜査」に対する規制 |
| 6 | 裁判傍聴のすすめ |
| 7 | 裁判所・裁判官(1) 基本的な仕組み（三審制など） |
| 8 | 裁判所・裁判官(2) 裁判官の任用（資格、任命制度など）・裁判官の独立 |
| 9 | 検察官 |
| 10 | 弁護士（弁護人） |
| 11 | 裁判員制度(1) 裁判員制度の意義（国民の司法参加） |
| 12 | 裁判員制度(2) 陪審制・参審制との違い |
| 13 | 裁判員制度(3) 問題点 |
| 14 | 裁判員制度(4) 制度の見直しについての議論など |
| 15 | まとめ |
| 16 | 期末試験 |

【履修上の注意事項】

①裁判や捜査（逮捕など）に関する報道に関心をもってください。また、刑事裁判を実際に傍聴することも勧めます。②毎回の講義の前に、テキストや配布資料の指示された箇所を読んでくること。講義は、テキストを読んできていることを前提に進めます。③ポケット六法等の学習用六法を必ず毎回持参すること（また、自分で勉強する時にも引くこと）。④講義中の私語など、講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で説明します。

【評価方法】

期末試験（80%）と平常点（20%）の合計で評価します。期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定）。平常点は、用語の意味や制度の趣旨など基本的な知識について問う小テストまたは課題を基本に（2回程度予定）、講義への参加状況も加味して評価します。

【テキスト】

『裁判員制度ナビゲーション』（平成24年9月改訂版、裁判所の「裁判員制度」ウェブサイトに掲載）
その他、レジュメ等を配布します。

【参考文献】

三井誠ほか『入門刑事手続法（第5版）』有斐閣
神谷説子ほか『世界の裁判員 14か国イラスト法廷ガイド』日本評論社
その他、講義時に適宜紹介します。

裁判法Ⅱ

担当教員 末崎 衛

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

この講義では、主に民事裁判を対象とし、①民事裁判の役割と基本的な仕組み、②「司法」の意味と法的思考（法的三段論法）、③憲法での裁判（司法）制度の位置づけの3点を中心に講義を行います（可能であれば、司法の担い手に関する問題として司法制度改革についても触れたいと思います）。この3点について受講生が理解し説明できるようになることを直接の目標とします。私たちの社会の中で裁判（司法）がどのような役割を果たすことができるのか、またどのような限界があるのかについて、この講義を通じて理解し説明できるようになってほしいと思います。

【授業の展開計画】

「民事裁判（第一審）の流れと諸原則」の項目では、ビデオ視聴も予定しています。

なお、裁判（司法制度）に関して興味を惹く出来事などがあった場合、予定を変更して取り上げることがあります。

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------------------|
| 1 | ガイダンス |
| 2 | 民事裁判（第一審）の流れと諸原則① |
| 3 | 民事裁判（第一審）の流れと諸原則② |
| 4 | 民事裁判（第一審）の流れと諸原則③ |
| 5 | 民事裁判（第一審）の流れと諸原則④ |
| 6 | 民事裁判の役割①法律上の争訟 |
| 7 | 民事裁判の役割②法的三段論法 |
| 8 | 民事裁判に関するまとめ |
| 9 | 三審制①（控訴審・上告審の役割） |
| 10 | 三審制②（各裁判所の構成） |
| 11 | 憲法と裁判①司法権の独立① |
| 12 | 憲法と裁判②司法権の独立② |
| 13 | 憲法と裁判③違憲審査権 |
| 14 | 憲法と裁判④司法権と立法権・行政権との関係 |
| 15 | まとめ・補足 |
| 16 | 期末試験 |

【履修上の注意事項】

①裁判法Ⅰも受講済だとより良いですが、Ⅱからの受講でも構いません。②裁判に関する報道に関心をもってください。③毎回の講義の前に、テキスト（使用する場合）や配布資料の指示された箇所を読むこと。講義は、テキストを読んできていることを前提に進めます。④ポケット六法等の学習用六法を必ず毎回持参すること（また、自分で勉強する時にも引くこと）。⑤講義中の私語など、講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑥その他、初回の講義で説明します。

【評価方法】

期末試験（80%）と平常点（20%）の合計で評価します。期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定）。平常点は、用語の意味や制度の趣旨など基本的な知識について問う小テストまたは課題を基本に（2回程度予定）、講義への参加状況も加味して評価します。

【テキスト】

未定（遅くとも初回の講義時には告知します。）

【参考文献】

山本和彦『よくわかる民事裁判－平凡吉訴訟日記（第2版補訂）』有斐閣選書
その他、講義の際に適宜紹介します。

社会保障法

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

社会保障法とは、生活保障の最終的役割を担う国家が、疾病・障害・高齢・失業・死亡など社会生活上の困難をもたらす事故をカバーし、国民が「人たるに値する生活」を確保することを任務とする法律の総称である。具体的には、年金保険、医療保険、生活扶助、社会福祉などであり、介護問題や年金問題など、現在の社会が直面している重要課題が提起されている。

本講義では、社会保障に関する法制度を中心に、わが国における社会保障政策の展開について考察する。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|--------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 医療保険①（医療保障制度） |
| 2 | 社会保障概説①（社会保障の目的と機能） | 18 | 医療保険②（健康保険法） |
| 3 | 社会保障概説②（社会保障の歴史） | 19 | 医療保険③（国民健康保険法） |
| 4 | 社会保障概説③（社会保障の国際的展開） | 20 | 医療保険④（高齢者医療） |
| 5 | 憲法と社会保障①（憲法25条） | 21 | 介護保険①（介護保険の制定と目的） |
| 6 | 憲法と社会保障②（社会保障受給権） | 22 | 介護保険②（介護の認定） |
| 7 | 憲法と社会保障③（手続的保障） | 23 | 介護保険③（介護保険の財政システム） |
| 8 | 社会保障の財源と運営①（社会保障の財源） | 24 | 年金保険①（公的年金の構造） |
| 9 | 社会保障の財源と運営②（社会保障の運営） | 25 | 年金保険②（国民年金法） |
| 10 | 公的扶助①（生活保護の目的） | 26 | 年金保険③（厚生年金保険法） |
| 11 | 公的扶助②（生活保護の種類と方法） | 27 | 年金保険④（年金制度の課題） |
| 12 | 公的扶助③（生活保護実施のプロセス） | 28 | 労働保険①（労災認定の判断基準） |
| 13 | 社会福祉①（社会福祉の意義と法制度） | 29 | 労働保険②（雇用保険） |
| 14 | 社会福祉②（児童福祉） | 30 | 社会保障の将来的展望と課題 |
| 15 | 社会福祉③（障害者福祉） | 31 | 後期末試験 |
| 16 | 前期末試験 | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部・学科・学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、前後期末に行う試験の成績を基本とし、出席点を加味した上で行う。

また、必要に応じてレポートを課す場合がある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・西村健一郎『社会保障法入門』（有斐閣・2010年）
- ・加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第4版）』（有斐閣・2009年）

消費者保護法

担当教員 山下 良

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項 2010年度以降入学した学生が対象となります。2009年度以前入学の学生は登録できません。

備考

【授業のねらい】

市民と市民の関係の根本原理は自由と平等ですが、それだけでは社会を円滑に運営していくことはできません。素人の一般人が、商売のプロに言いくるめられて不要な商品を買ってしまったり、自由で平等なのだから買う方が悪い、で済ませてしまっているのでしょうか。当事者間の力関係が対等でない場合には、法律でそれを修正する必要があります。講義を通じて、消費者保護法の社会における役割を学習しましょう。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------------------------|
| 1 | ガイダンス、消費者保護法とは何か |
| 2 | 様々な消費者問題の発生と消費者保護政策の推進 |
| 3 | 消費者契約法① 民法の限界と消費者契約法の制定 |
| 4 | 消費者契約法② 消費者契約法の概要 |
| 5 | 消費者契約法③ 契約取消権、誤認類型と困惑類型 |
| 6 | 消費者契約法④ 不当条項の無効、消費者団体訴訟制度 |
| 7 | 特定商取引法① 特定商取引法で規制される取引の概要 |
| 8 | 特定商取引法② 訪問販売、電話勧誘販売 |
| 9 | 特定商取引法③ 特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引 |
| 10 | 特定商取引法④ 通信販売、ネガティブ・オプション、連鎖販売取引 |
| 11 | 景品表示法 不当な景品類・不当表示の規制 |
| 12 | 割賦販売法① 消費者信用取引、割賦販売法で規制される取引の概要 |
| 13 | 割賦販売法② 具体的な規制内容 |
| 14 | 様々な消費者保護法① 金融商品取引法、金融商品販売法の概要 |
| 15 | 様々な消費者保護法② 製造物責任法の概要 |
| 16 | 期末試験 |

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、期末試験によって評価します。

【テキスト】

初回講義時に指定します。

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

商法総則・商行為法

担当教員 脇阪 明紀

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

民法の特別法としての商法は、それ自体としては難解な法律分野であるといわれている。しかし、今日の経済界でおこなわれる取引およびそれと密接に関連する一般市民の利害関係や取引秩序を保護し、かつ維持・発展せしめることに多大な貢献をしているのが商法である。したがって、現代社会においては、商法の方が、原則法たる民法よりも市民生活を営む上でむしろ重要な役割を担っているといえよう。平成17年における会社法新設以来、商法典そのものは空洞化してしまっただが、会社法にも総則の部分が存在しており、なお、商法総則は、その重要性を失っていないものといえるであろう。いわゆる商法の基礎的な分野を構成するのが商法総則および商行為法

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--|
| 1 | 形式的意義の商法・実質的意義の商法、民法と商法との関係 |
| 2 | 商人の種類、絶対的商行為（商取引には、どんなものがあるか？） |
| 3 | 営業的商行為、附属的商行為 |
| 4 | 双方向的商行為・一方的商行為、商人資格の得喪（いつ商人になるのか、いつ商人でなくなるのか？） |
| 5 | 営業能力（誰が商人になれるのか？） |
| 6 | 支配人の意義およびその選任・終任、支配人の代理権（商人の営業上の代理は誰がするのか？） |
| 7 | 支配人の義務、表見支配人、その他の使用人 |
| 8 | 代理店の意義、代理店の権利・義務 |
| 9 | 営業所の意義、商号の意義と選定 |
| 10 | 商号権の意義 |
| 11 | 商号権の性質と譲渡 |
| 12 | 名板貸、商業登記の意義と種類 |
| 13 | 商業登記事項と登記手続、商業登記の効力（商人の営業上の公示は、どのようにするのか？） |
| 14 | 商業帳簿の意義とその作成・保存・提出業務、会計帳簿および貸借対照表 |
| 15 | 営業譲渡、試験 |
| 16 | |

【履修上の注意事項】

商法総則・商行為法の分野は、他の商法の分野（会社法、手形・小切手法、保険・海商法）の基礎をなしているところから、それらの受講を予定しておられる学生諸君については、前もって必ず本講義を受講されたい。なお、商法の分野は改正が多いので、講義の際には、必ず最新の小六法を持参されたい。

【評価方法】

前期試験の成績のみで評価する。レポート、宿題等は課さない。なお、追再試は、一切行わない。もし、試験当日に、病気等、やむをえない事情が生じた場合には、課題等を与えることで、試験に代える場合もあるので、かならず連絡をすること。

【テキスト】

近藤光男「商法総則・商行為法」（第5版補訂版）（有斐閣）

【参考文献】

大隅健一郎「商法総則」（新版）法律学・全集 27（有斐閣）

政治学原論

担当教員 芝田 秀幹

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

国家、主権、自由、権利、デモクラシー（民主主義）、個人主義、社会主義、共同体、民族など、政治に関する概念を正しく理解することは、成熟した民主主義国家の建設を目指す我が国の主権者＝国民にとって必須のものといえよう。本講義では、こうした政治学的概念を、それらを巡る様々な学説を織り交ぜながら詳解し、戦後の日本国では表層的にしか捉えられてこなかった国民国家の意味・意義を明確にしたい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|--------------------|
| 1 | 政治学原論とは | 17 | 国家（4）－刑罰と国家－ |
| 2 | 政治（1）－政治－ | 18 | 社会制度（1）－家族・私有財産－ |
| 3 | 政治（2）－権力・主権－ | 19 | 社会制度（2）－近隣・慈善－ |
| 4 | 民主主義（1）－一般意志－ | 20 | 社会政策（1）－貧困と国家－ |
| 5 | 民主主義（2）－議会制－ | 21 | 社会政策（2）－社会福祉と国家－ |
| 6 | 民主主義（3）－ルソー『社会契約論』－ | 22 | 社会主義（1）－マルクス主義－ |
| 7 | 個人主義（1）－原子論的個人主義－ | 23 | 社会主義（2）－フェビアン主義－ |
| 8 | 個人主義（2）－ホッブズ・ロック－ | 24 | 国際政治（1）－国家と国際関係－ |
| 9 | 個人主義（3）－人格主義・理想主義－ | 25 | 国際政治（2）－現実主義と理想主義－ |
| 10 | 自由（1）－法律的・政治的・哲学的自由－ | 26 | 多元主義－マッキーヴァー・ラスキー |
| 11 | 自由（2）－ベンサム自由論－ | 27 | 新自由主義－ホブハウス－ |
| 12 | 個性（1）－消極的・積極的個性－ | 28 | 現代リベラリズム |
| 13 | 個性（2）－J・S・ミルの個性論－ | 29 | コミュニタリアニズム |
| 14 | 国家（1）－意志と国家－ | 30 | 講義のまとめ |
| 15 | 国家（2）－道徳と国家－ | 31 | テスト |
| 16 | 国家（3）－権利と国家－ | | |

【履修上の注意事項】

歴史知識、人間・社会への関心が政治学を学ぶ者の条件であるから、受講者はなによりもまず歴史をよく勉強し、かつ日々生起する出来事や状況に触発されつつ考えることが重要。また、新聞・テレビ・ネットから供される場当たりの情報ではなく、歴史の中で鍛えられた人類の知的遺産、学問的成果を尊び、かつそれらに学ぶスタンスを身につけて欲しい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

芝田秀幹『イギリス理想主義の政治思想－バーナード・ボザンケの政治理論』（芦書房、2006年）。

【参考文献】

芝田秀幹『B・ボザンケと現代政治理論』（芦書房、2013年）。
 マテイ・ドガン、櫻井陽二・芝田秀幹訳『比較政治社会学の新次元』（芦書房、2011年）。
 日本イギリス哲学学会編『イギリス哲学・思想事典』（研究社、2007年）。

専門演習 I

担当教員 徳永 賢治

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

少人数クラスの演習は、ゼミ生個人による学習、研究発表、また参加学生による討論を重視する科目である。こちらで予め準備した70余りのテーマのうち、ゼミ生が各々関心をもつ専門分野のテーマについて、知識や考えをまとめる能力、それを表現する能力を涵養することを、本授業のねらいとする。

【授業の展開計画】

理論法学の一分野としての法哲学・法思想史の専門演習においては、実定法各分野の相互関連を明らかにする一方、法哲学、法思想史のなかにこれを位置づけることにより、ゼミ生が断片的でなく総合的な知識を習得できることをめざす。

〔演習計画〕

予め決めた報告の順番に従い、報告者は、事前に選択したテーマについて準備したレジュメを基に報告をする。出席者全員が、その報告について質疑応答をする。なぜそう言えるのか、相手の主張に耳を傾け、その論点を見抜く能力、論理的コミュニケーション能力を養ってもらう。

【履修上の注意事項】

「法思想史」または「法哲学」を受講したかまたは受講中であることが望ましい。また、履修登録時に簡単な志望理由と研究計画を提供してもらい、それを見てゼミの進行・班別の可否を決めたい。

【評価方法】

毎回の出席状況、報告や質疑応答とその内容等を総合的に判断して行なう。

【テキスト】

特に指定はない。適宜英文の資料を配付する。

【参考文献】

必要に応じて随時紹介する。

専門演習 I

担当教員 上江洲 純子

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

民事訴訟に関する諸問題について判例を題材に個人やグループで報告を担当し、報告テーマについて議論を重ねることで論理的なものの見方や考え方を養う。また、民事訴訟の仕組みについて理解を深め、理論的な主張の展開方法を学ぶため、模擬裁判又はディベート形式を取り入れた演習も予定している。

【授業の展開計画】

演習の初回に、スケジュール、演習の方式、及び役割分担について、受講者と相談の上決定する

【履修上の注意事項】

民事訴訟法を受講予定又は受講済みであること。

【評価方法】

授業への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価する。

【テキスト】

【参考文献】

『民事訴訟法判例百選(第4版)』別冊ジュリストNo201(有斐閣)

専門演習 I

担当教員 末崎 衛

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

法律の解釈には唯一絶対の正解がないのが普通です。ある取引に税金がかかるか否かについて、正反対の考え方（AとB）が主張されることもよくあります。「なぜ」AB 2つの考え方に分かれるのか、「なぜ」自分はAの方が正しいと考えるのかなど、「なぜ」を考えるとところに法律学の面白さがあります。「なぜ」と考える訓練をすることは、法律学だけでなく、社会で生きていく上で直面する様々な問題について、客観的に検討しより良い結論を出すための力を養うことにも繋がります。税法を素材にディベートを行うことで、その力を養う機会にしてほしいと思います。

【授業の展開計画】

税法の解釈が問題となった実際の判決などを題材として、ディベートを行います。ディベートは、テーマについての大まかな説明を末崎から行った後、各班での検討・打合せを経て試合（ディベート）を行うという順序で進めていきます。もっとも、初めのうちは、判決の読み方を学んだり、ディベートを意識してのグループ報告なども行う予定です。可能であれば、県外の大学とのディベートも行いたいと考えています。その他、ゼミ生の意見も聞きながら、「なぜ」と考えることに役立つ方法があれば、試みたいと思います。

【履修上の注意事項】

①ゼミと並行して「租税法」（講義科目）を受講すること。②班別の打合せまでに、ディベートの題材に関する資料を自分でしっかり読むこと。また、自分でも調べる姿勢をもってください。③ディベートは「準備8割、本番2割」です。班でしっかり議論して準備すること。④最初から上手く話せる人はそういません。失敗を恐れず、試合でも発言しよう。⑤ディベートは、調査・分析する力や、聴き手に伝える力を養うことに役立ちます。やればやるだけ力が付きます。意欲的に参加してください。他人任せはNGです。

【評価方法】

履修上の注意事項②～⑤を踏まえて、ディベート（や報告等）にどれだけ積極的に参加しているかをみて評価します。

【テキスト】

三木義一編著『よくわかる税法入門〔第7版〕』（有斐閣選書）

【参考文献】

別冊ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』有斐閣
その他、適宜指示・紹介します。

専門演習 I

担当教員 田中 稔

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

民法で規律されている私たちの日常生活の大部分は財産をめぐる争いに帰着します。家族間の争いも相続紛争にみられるように最終的には財産の問題になります。従って、私たちの生活が法律によりどのように規律されているかを知るには財産をめぐる法律をよく知ることが有益です。

そして、財産の中で大きな価値を持っているのが不動産です。そこで、この専門演習では、不動産をめぐる紛争がどのようなルールにより規律されているのか、また、されるべきであるのかを学んで、今後の円満な日常生活を送るためのノウハウを身につけたいと思います。

【授業の展開計画】

不動産取引に関する主要な最高裁判決を題材に、担当者の報告・受講者全員の質疑応答を通じて、ルールを探り、その是非を考えたいと思います。

当面、次のような最高裁判決を検討したいと考えますが、受講者の皆さんと相談しながら、テキストを利用して、具体的に取り上げる判決を決めたいと思います。

最判平成18年2月23日 甲土地の所有者Aから所有権移転登記の申請に必要な書類を入手したBは無断で自己名義への移転登記を行ったうえ、自己所有の土地と称して甲土地を善意者Cに転売した。B名義の虚偽の登記がされるにつき重大な過失のあるAは94条2項等の法意により所有権をCに対抗することができないとされた事例。

最判平成10年2月13日 BはAから甲土地を購入して所有権移転登記をおえた。それ以前に、Cは自己所有の乙土地から公路への出入りのためにBから通行地役権の設定を甲土地につき受けていたところ、地役権の登記はされていない。Cは未登記の地役権をBに対して対抗することができるかが問題とされた事例。

最判平成17年12月15日 Aは死亡し、子であるBCDが相続したが、遺産分割協議が調わないまま、Bが死亡し、これをEが単独で相続した。そこで、Eは、BCDの遺産分割協議書を偽造して、亡A名義の甲土地につき中間省略相続登記によりE単独名義の登記を行った。CはEに対し、E名義の中間省略登記の更正登記手続を請求することができないが、その全部の抹消登記手続を請求できるとされた事例。

最判昭和47年4月20日 Aは甲土地をB、Cに二重に譲渡し、Cに登記名義を移転した。そこで、Bは履行不能を理由に甲土地の現在の時価を基準に損害賠償をAに対し請求しているが、Bは自分で使用する目的で購入しており、甲土地を転売するつもりはなかった。Bの請求は認められるだろうか。関連問題として、BはCに対して債権侵害を理由に不法行為責任を追及しうるか。Aが無資力の場合、BはAC間の売買契約を詐害行為として取り消すことができるだろうか。

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

受講者は、報告を担当する回だけでなく、あらかじめ判決を読んで、主体的に議論に参加すること。

【評価方法】

報告の内容、授業への参加、など総合的に行う。出席を重視します。

【テキスト】

民法判例百選 I・II (第6版)

不動産取引判例百選 (第3版)

田中『不動産登記法の解説6訂版』 (絶版) など。

【参考文献】

適宜、必要な資料を指示します。

専門演習 I

担当教員 熊谷 久世

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を分析検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、重国籍や無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題点に迫りたいと思います。自由な雰囲気の中で活潑な議論ができるよう、学生の自主性を尊重した専門演習の場としていきたい。

【授業の展開計画】

学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中で、活潑な議論がおこなわれるよう期待しています。ここ数年における専門演習において、学生が取り上げたテーマを一部紹介すると、以下の通りです。

- ①内縁関係と同性結婚について、性同一性障害者の婚姻・親子問題
 - ②夫婦の氏について－夫婦別姓選択制度－、沖縄女性差別問題
 - ③生後認知による日本国籍取得と婚外子－わが国籍法上の婚外子差別について－
 - ④女性と戸籍について－氏と戸籍の女性史－、優生保護法から母体保護法へ
 - ⑤国際結婚の成立要件について
 - ⑥婚外子の法定相続分差別について－民法900条4号但書は合憲か？－最高裁の動き－
 - ⑦親子関係と生殖補助医療について－代理出産・代理母の問題点、凍結精子児の死後認知；無戸籍児と300日問題
 - ⑧有責配偶者からの離婚請求について－積極的破綻主義への流れ－別居5年で離婚原因－
 - ⑨自筆証書遺言の方式について－備えあれば憂いなし－
 - ⑩親権制度と児童虐待への法的対応について－法は子どもを守るのか－、虐待防止と親権停止
 - ⑪平和条約発効にともなう元日本人妻の法的地位とその国籍のゆくえ
 - ⑫配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律制定までの経緯について
 - ⑬国際離婚の準拠法について（派生するさまざまな問題）
 - ⑭虚偽の嫡出子出生届と養子縁組の成否について－藁の上からの養子と特別養子縁組－
 - ⑮国際的子の奪い合いとハーグ国際子の奪取条約
 - ⑯航空機事故訴訟における国際裁判管轄について－マレーシア航空機事件－
 - ⑰外国離婚判決のわが国での有効性について－池田満寿夫の事例を中心に－
 - ⑱アメリカにおける懲罰的損害賠償判決はわが国で承認されるのか？－民事判決性について－
 - ⑳婚外子（重婚的内縁子）の父の氏への変更について
- その他：トートメ問題－；離婚原因DV；赤ちゃん引き取りポストについて
；成人年齢の引き下げ、スポーツと国籍について、国際養子縁組と臓器売買

【履修上の注意事項】

六法（最新版）を毎回持参してください。

【評価方法】

出席および前・後期における報告等を勘案して総合評価する。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

「家族法判例百選（第7版）」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。

専門演習 I

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

会社法や国際取引法などに関する専門知識の理解を深めるために、自主的な研究報告とその質疑応答を中心に授業を進める。研究対象は、会社法や国際取引法をめぐる重要判例や現代的な課題（沖縄経済特区など）とする。研究発表を行う際には、簡単なレジュメを作成し、場合によっては、資料を配布するものとする。なお、自主的な研究報告により、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

演習の初回に、スケジュール・演習方式・役割分担などについて、受講者と相談の上で決定する。演習方式を含めて、学生のニーズも聞き、柔軟に対応していく。また、就職活動への意欲を高めるために、キャリア支援課とも連携を取り合い、講義においても諸活動を行っていく。

【履修上の注意事項】

会社法関連の科目を現在履修しているか、または、既に単位を取得していることが望ましい。

【評価方法】

演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況などを総合的に評価する。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選 〔第2版〕（別冊ジュリスト（No.205））』（有斐閣、2011年）。その他の参考文献については、適宜、授業中に伝える。

専門演習 I

担当教員 山下 良

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

このゼミは、民法の財産法（総則、物権、債権）分野についての理解を深めることを目的とします。判例を題材とした研究発表や、例題を用いての授業で習ったことの応用学習、テーマを決めてグループでの討論などを行います。

【授業の展開計画】

ゼミで扱うテーマは、その都度話し合って決定します。研究発表や討論を通じて、資料の集め方、文献の読み方とまとめ方、発表のしかたを学習します。

【履修上の注意事項】

民法の財産法分野に興味を持ち、積極的にゼミでの活動、話し合いに参加してくれる学生の登録を希望します。

【評価方法】

出席状況、授業態度、発表内容などを考慮して評価します。

【テキスト】

必要に応じて、適宜紹介します。

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

専門演習 I

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

昨年度は法廷教室で被害者参加制度を取り入れた裁判員裁判をさせて、刑事手続のあり方を体験させた。今年度は、判例百選などから刑事事件を取り上げて、それを裁判所や法律学者はどのように解決しているかをみてゆくことで、刑事法学的思考様式を学んでいきたいと思う。

【授業の展開計画】

開講日に、成績評価の約束事、演習のテーマなど受講生自身に決めさせる。その後、グループ編成、判例テーマの分担、報告、質疑応答、討論の順に行う。4月の履修登録時に、自分が関心を持っている問題を『演習登録カード』に詳しく具体的に書くこと。それを読んで登録の可否を決める。ただし、登録希望者を個別に呼び出して、課題を出して選抜することもある。実施する場合には、事前に研究室の掲示板に実施要綱を張り出すのでよく読んでおくこと。

【履修上の注意事項】

演習は、教員から「教えてもらう」場所ではなく、自分自身が「自ら学び取る」場所である。なにかを教えてもらえるだろうという受身の参加はだめ。必ず自分の意見を持って教室に来て、他の人の考えとどう違うのか、どちらが説得力があるかきちんと自分の頭脳で考えること。無断欠席、遅刻は厳しく取り締まる。

【評価方法】

①出欠状況、②報告の内容と授業中の発言。①を基本とし②を加点の方向で加味。ゆえに、無断で遅刻や欠席を繰り返すと確実に単位が与えられない。楽しいゼミにしたいので、私や同級生とだけ話しするのではなく、上級生にも盛んに質問などをして積極的に関わられる人が来て欲しい。

【テキスト】

六法（最新のもの）、演習 I の受講生は刑法判例百選 I 総論（有斐閣）、演習 II の受講生は刑法判例百選 II 各論、刑事訴訟法判例百選（有斐閣）。

【参考文献】

専門演習 I

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習の目的は、報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことにある。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告を行なってもらい（テキストの分析、国際判例の紹介、進行中の国際問題の検討など）、参加者には報告に対する議論を求める。

ただし、上記の目的を離れない範囲であれば、参加者・報告者の希望に基づいて、報告形式を全体的に、または、個別に変更することもある。

【授業の展開計画】

報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。

【履修上の注意事項】

国際法 I（できれば II～IV も）の講義を受講していること（または、演習と同時並行でもよい）が望ましい。

【評価方法】

報告内容、出席状況などを総合して判断する。

【テキスト】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

【参考文献】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

専門演習 I

担当教員 脇阪 明紀

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

一般に難解とされる商法に関する専門知識およびその理解をより深めるために、学生諸君による自主的な研究発表とそれについての質疑応答を中心として進める。研究対象は、商事法に関する判例および商事法上の重要問題であり、研究発表に際しては、簡単なレジュメを作成されたい。

【授業の展開計画】

～授業のねらいのつづき～

商法には、商法総則・商行為法、手形法、小切手法、保険・海商法の四分野が存在するところから、年間に数回の発表機会がある場合には、なるべく異なった分野の判例や事例について研究発表することにより、商事法に関するより広い視野と判断力を身につけるようなるべく異なった分野の判例や事例について研究発表することにより、商事法に関するより広い視野と判断力を身につけるように努力していただきたい。

【履修上の注意事項】

商法の分野は、比較的難解かつ技術的な法律分野であるので、商法の専門用語や専門知識を修得できる商法分野を現在履修中の者か、あるいはその単位を取得した者であることが望ましい。

【評価方法】

出席状況を中心に評価する。したがって、欠席する場合には、前もって必ず欠席理由を説明して頂きたい。なお、研究発表のテーマに関するレジュメの作成を要求するところから、レポート、宿題等は課さない。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

- (1)「商法総則・商行為法判例百選」(第三版)(有斐閣)
- (2)「会社法判例百選」(第五版)(有斐閣)
- (3)「手形小切手判例百選」(第四版)(有斐閣)
- (4)目で見る商法教材(有斐閣)

専門演習 I

担当教員 小西 由浩

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求めめる。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

【テキスト】

個別に指示する。

【参考文献】

専門演習 I

担当教員 前津 榮健

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。

【授業の展開計画】

- (ア) 行政法の基本原理の理解
- (イ) テーマの設定
- (ウ) 個別報告

【履修上の注意事項】

受講者は、原則として行政法Ⅰを履修した者、行政法Ⅱを履修する者を優先する。討論やゼミ活動に自ら積極的に参加し、発言できる意欲のある学生を希望する。

【評価方法】

成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう

【テキスト】

テーマに関連する文献を指示する。

【参考文献】

テーマに関連する文献を指示する。

専門演習 I

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

労働法とは、労働者の企業における地位、処遇、労働条件、その他すべての職業生活を総合的に規律することを目的とした法律の総称である。

本演習は、労働法をめぐる諸問題について、判例研究を通じてその意義と課題を検討する。

【授業の展開計画】

講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したい。

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

「演習」である以上、受講者には積極的な討論を求めたい。

なお、労働法 I および労働法 II を受講済みかまたは受講予定であることが望ましい。

【評価方法】

成績評価は、演習での報告や討論、レポート、出欠等を総合して判断する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

専門演習 I

担当教員 井端 正幸

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。

問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。

【授業の展開計画】

未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。

【履修上の注意事項】

(1) 基本的なテキスト類は、なるべく早いうちに読んでおくこと。

* なお、憲法のテキスト類は多数あるが、各自で自由に選択すればよい。

(2) 「憲法 I」の単位を取得していない学生の登録は認めない（ただし、編入生を除く）。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

【テキスト】

未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。

【参考文献】

(1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義 2 [演習編]』法律文化社 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法の争点・第 3 版』有斐閣 (3) 高橋・長谷部・石川編『憲法判例百選 I・II』有斐閣、など。

専門演習Ⅱ

担当教員 徳永 賢治

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

少人数クラスの演習は、ゼミ生個人による学習、研究発表、また参加学生による討論を重視する科目である。こちらで予め準備した70余りのテーマのうち、ゼミ生が各々関心をもつ専門分野のテーマについて、知識や考えをまとめる能力、それを表現する能力を涵養することを、本授業のねらいとする。

【授業の展開計画】

理論法学の一分野としての法哲学・法思想史の専門演習においては、実定法各分野の相互関連を明らかにする一方、法哲学、法思想史のなかにこれを位置づけることにより、ゼミ生が断片的でなく総合的な知識を習得できることをめざす。

〔演習計画〕

予め決めた報告の順番に従い、報告者は、事前に選択したテーマについて準備したレジュメを基に報告をする。出席者全員が、その報告について質疑応答をする。なぜそう言えるのか、相手の主張に耳を傾け、その論点を見抜く能力、論理的コミュニケーション能力を養ってもらう。

【履修上の注意事項】

「法思想史」または「法哲学」を受講したかまたは受講中であることが望ましい。また、ゼミ初回に各人の学習希望を明らかにしてもらいながら、ゼミの進行や班別の可否を決めたい。

【評価方法】

毎回の出席状況、報告と内容また質疑応答等を総合的に判断して行なう。

【テキスト】

特に指定はない。適宜英文資料を配布する。

【参考文献】

必要に応じて随時紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 井端 正幸

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。

問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。

【授業の展開計画】

未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。

【履修上の注意事項】

(1) 基本的なテキスト類は、なるべく早いうちに読んでおくこと。

* なお、憲法のテキスト類は多数あるが、各自で自由に選択すればよい。

(2) 「憲法Ⅰ」の単位を取得していない学生の登録は認めない（ただし、編入生を除く）。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

【テキスト】

未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。

【参考文献】

(1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社
の争点・第3版』有斐閣 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法
(3) 高橋・長谷部・石川編『憲法判例百選 I・II』有斐閣、など。

専門演習Ⅱ

担当教員 末崎 衛

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

法律の解釈には唯一絶対の正解がないのが普通です。ある取引に税金がかかるか否かについて、正反対の考え方（AとB）が主張されることも、よくあります。「なぜ」AB2つの考え方に分かれるのか、「なぜ」自分はAの方が正しいと考えるのかなど、「なぜ」を考えるとところに法律学の面白さがあります。「なぜ」と考える訓練をすることは、法律学だけでなく、社会で生きていく上で直面する様々な問題について、客観的に検討しより良い結論を出すための力を養うことにも繋がります。税法を素材にディベートを行うことで、その力を養う機会にしてほしいと思います。

【授業の展開計画】

税法の解釈が問題となった実際の判決などを題材として、ディベートを行います。ディベートは、テーマについての大きな説明を末崎から行った後、各班での検討・打合せを経て試合（ディベート）を行うという順序で進めていきます（もっとも、初めのうちは、3年生にディベートの準備として判決の読み方を学び、グループ報告などをしてもらう予定です）。可能であれば、県外の大学とのディベートも行いたいと考えています。その他、ゼミ生の意見も聞きながら、「なぜ」と考えることに役立つ方法があれば、試みたいと思います。

【履修上の注意事項】

①専門演習Ⅱから履修する人は、専門演習Ⅰ（末崎）の同じ欄を参照してください。②専門演習Ⅰから引き続き履修する人は、前年度よりも更にレベルアップすることを目指してください。資料の読み込みや調査、班別打合せでの検討や立論の作成、試合（ディベート）での発言等、役割分担も考えながら主体的に取り組み、調査・分析する力や、聴き手に伝える力を養いましょう。他人任せはNGです。

【評価方法】

履修上の注意事項を踏まえ、ディベート（や報告等）にどれだけ積極的に参加しているかをみて評価します。

【テキスト】

三木義一編著『よくわかる税法入門〔第7版〕』（有斐閣選書）
※第6版を持っている人は、それでも構いません。

【参考文献】

別冊ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』有斐閣
その他、適宜指示・紹介します。

専門演習Ⅱ

担当教員 田中 稔

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

民法で規律されている私たちの日常生活の大部分は財産をめぐる争いに帰着します。家族間の争いも相続紛争にみられるように最終的には財産の問題になります。従って、私たちの生活が法律によりどのように規律されているかを知るには財産をめぐる法律をよく知ることが有益です。

そして、財産の中で大きな価値を持っているのが不動産です。そこで、この専門演習では、不動産をめぐる紛争がどのようなルールにより規律されているのか、また、されるべきであるのかを学んで、今後の円満な日常生活を送るためのノウハウを身につけたいと思います。

【授業の展開計画】

不動産取引に関する主要な最高裁判決を題材に、担当者の報告・受講者全員の質疑応答を通じて、ルールを探り、その是非を考えたいと思います。

当面、次のような最高裁判決を検討したいと考えますが、受講者の皆さんと相談しながら、テキストを利用して、具体的に取り上げる判決を決めたいと思います。

最判平成18年2月23日 甲土地の所有者Aから所有権移転登記の申請に必要な書類を入手したBは無断で自己名義への移転登記を行ったうえ、自己所有の土地と称して甲土地を善意者Cに転売した。B名義の虚偽の登記がされるにつき重大な過失のあるAは94条2項等の法意により所有権をCに対抗することができないとされた事例。

最判平成10年2月13日 BはAから甲土地を購入して所有権移転登記をおえた。それ以前に、Cは自己所有の乙土地から公路への出入りのためにBから通行地役権の設定を甲土地につき受けていたところ、地役権の登記はされていない。Cは未登記の地役権をBに対して対抗することができるかが問題とされた事例。

最判平成17年12月15日 Aは死亡し、子であるBCDが相続したが、遺産分割協議が調わないまま、Bが死亡し、これをEが単独で相続した。そこで、Eは、BCDの遺産分割協議書を偽造して、亡A名義の甲土地につき中間省略相続登記によりE単独名義の登記を行った。CはEに対し、E名義の中間省略登記の更正登記手続を請求することができないが、その全部の抹消登記手続を請求できるとされた事例。

最判昭和47年4月20日 Aは甲土地をB、Cに二重に譲渡し、Cに登記名義を移転した。そこで、Bは履行不能を理由に甲土地の現在の時価を基準に損害賠償をAに対し請求しているが、Bは自分で使用する目的で購入しており、甲土地を転売するつもりはなかった。Bの請求は認められるだろうか。関連問題として、BはCに対して債権侵害を理由に不法行為責任を追及しうるか。Aが無資力の場合、BはAC間の売買契約を詐害行為として取り消すことができるだろうか。

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

受講者は、報告を担当する回だけでなく、あらかじめ判決を読んで、主体的に議論に参加すること。

【評価方法】

報告の内容、授業への参加、など総合的に行う。出席を重視します。

【テキスト】

民法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版）

不動産取引判例百選（第3版）

田中『不動産登記法の解説』（ネットスクール）など。

【参考文献】

適宜、必要な資料を指示します。

専門演習Ⅱ

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

会社法や国際取引法などに関する専門知識の理解を深めるために、自主的な研究報告とその質疑応答を中心に授業を進める。研究対象は、会社法や国際取引法をめぐる重要判例や現代的な課題（沖縄経済特区など）とする。研究発表を行う際には、簡単なレジュメを作成し、場合によっては、資料を配布するものとする。なお、自主的な研究報告により、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

演習の初回に、スケジュール・演習方式・役割分担などについて、受講者と相談の上で決定する。演習方式を含めて、学生のニーズも聞き、柔軟に対応していく。また、就職活動への意欲を高めるために、キャリア支援課とも連携を取り合い、授業においても諸活動を行っていく。

【履修上の注意事項】

会社法関連の科目を現在履修しているか、または、既に単位を取得していることが望ましい。

【評価方法】

演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況などを総合的に評価する。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選 〔第2版〕（別冊ジュリスト（No.205））』（有斐閣、2011年）。その他の参考文献については、適宜、授業中に伝える。

専門演習Ⅱ

担当教員 中野 正剛

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

専門演習1と同じ

【授業の展開計画】

専門演習1と同じ

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

刑法判例百選刑法Ⅱ各論、有斐閣
刑事訴訟法判例百選、有斐閣
少年法判例百選、有斐閣

【参考文献】

専門演習Ⅱ

担当教員 上江洲 純子

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

民事訴訟に関する諸問題について判例を題材に個人やグループで報告を担当し、報告テーマについて議論を重ねることで論理的なものの見方や考え方を養う。また、民事訴訟の仕組みについて理解を深め、理論的な主張の展開方法を学ぶため、模擬裁判又はディベート形式を取り入れた演習も予定している。

【授業の展開計画】

演習の初回に、スケジュール、演習の方式、役割分担について、受講者と相談の上、決定する。

【履修上の注意事項】

民事訴訟法を受講予定又は受講済みであること。

【評価方法】

演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価する。

【テキスト】

【参考文献】

『民事訴訟法判例百選（第4版）』別冊ジュリストNo201（有斐閣）

専門演習Ⅱ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習の目的は、報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことにある。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告を行ってもらい（テキストの分析、国際判例の紹介、進行中の国際問題の検討など）、参加者には報告に対する議論を求める。

ただし、上記の目的を離れない範囲であれば、参加者・報告者の希望に基づいて、報告形式を全体的に、または、個別に変更することもある。

【授業の展開計画】

報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰ（できればⅡ～Ⅳも）の講義を履修していること（演習と同時並行の受講でもよい）が望ましい。

【評価方法】

報告内容、出席状況などを総合して判断する。

【テキスト】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

【参考文献】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 井村 真己

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

労働法とは、労働者の企業における地位、処遇、労働条件、その他すべての職業生活を総合的に規律することを目的とした法律の総称である。

本演習は、労働法をめぐる諸問題について、判例研究を通じてその意義と課題を検討する。

【授業の展開計画】

講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したい。

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

「演習」である以上、受講者には積極的な討論を求めたい。

なお、労働法Ⅰおよび労働法Ⅱを受講済みかまたは受講予定であることが望ましい。

【評価方法】

成績評価は、演習での報告や討論、レポート、出欠等を総合して判断する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 熊谷 久世

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を分析検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、重国籍や無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題点に迫りたいと思います。自由な雰囲気です活発な議論ができるよう、学生の自主性を尊重した専門演習の場としていきたい。

【授業の展開計画】

学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中、活発な議論がおこなわれるよう期待しています。

なお、卒業年次であることから、希望する学生には、各種の試験対策にもできる限り対応したいと考えています。

【履修上の注意事項】

六法（最新版）を毎回持参してください。

【評価方法】

出席および前・後期における報告等を勘案して総合評価する。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

「家族法判例百選（第7版）」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。

専門演習Ⅱ

担当教員 小西 由浩

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

【テキスト】

個別に指示する。

【参考文献】

専門演習Ⅱ

担当教員 脇阪 明紀

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

専門演習Ⅰで修得した商法に関連する知識をもとに、学生諸君がそれぞれ興味のある商法の各分野の知識やその理解をさらに深めるために、研究発表およびさらに専門的な質疑応答を中心に進める。なお、発表に際しては、レジュメを作成されたい。

【授業の展開計画】

商法四分野の中で、学生諸君が、とくに興味をもった分野について、判例研究や論文研究を行うことにより、その研究発表を通じて、さらなる理解を深め、法的思考力を身につけるよう努力していただきたい。

【履修上の注意事項】

商法の分野は、比較的難解かつ技術的な法分野であるので、商法の基礎的知識を修得していることが必要である。したがって、商法分野を現在履修中の者か、あるいは商法分野の単位を修得した者であることが望ましい。

【評価方法】

出席状況を中心に評価する。したがって、就活等の事情があって、やむをえず欠席する場合には、前もってかならず連絡していただきたい。なお、レポート、宿題は課さない。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

専門演習Ⅰで指定した場合と同じ。

専門演習Ⅱ

担当教員 前津 榮健

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。

【授業の展開計画】

- (ア) 行政法の基本原理の理解
- (イ) テーマの設定
- (ウ) 個別報告

【履修上の注意事項】

受講者は、原則として行政法Ⅰを履修した者、行政法Ⅱを履修する者を優先する。討論やゼミ活動に自ら積極的に参加し、発言できる意欲のある学生を希望する。

【評価方法】

成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう

【テキスト】

テーマに関連する文献を指示する。

【参考文献】

テーマに関連する文献を指示する。

専門演習Ⅱ

担当教員 山下 良

対象学年 4年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

このゼミは、民法の財産法（総則、物権、債権）分野についての理解を深めることを目的とします。判例を題材とした研究発表や、例題を用いての授業で習ったことの応用学習、テーマを決めてグループでの討論などを行います。

【授業の展開計画】

ゼミで扱うテーマは、その都度話し合って決定します。研究発表や討論を通じて、資料の集め方、文献の読み方とまとめ方、発表のしかたを学習します。

【履修上の注意事項】

民法の財産法分野に興味を持ち、積極的にゼミでの活動、話し合いに参加してくれる学生の登録を希望します。

【評価方法】

出席状況、授業態度、発表内容などを考慮して評価します。

【テキスト】

必要に応じて、適宜紹介します。

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

租税法

担当教員 末崎 衛

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

買い物をするとき消費税を払いますよね。卒業して就職すれば、毎月の給料から所得税や住民税が天引きされます。遺産を相続すれば、相続税が課されることがあります。私たちの生活に税法は深く関わっていますが、しかしその仕組みはあまり知られていません。この講義では、法学部の学生向けに書かれた入門書を使用し、憲法や民法との関係にも注意しながら、税法の基本的な仕組みや考え方を学んでいきます。【なぜいくつもの種類の税があるのか、それぞれの税についてなぜその仕組みが採られているのかを、税法の基本的な原則との関連で理解してもらいたい】と考えています。「税法って実は意外に面白いんだ」と感じてもらえればと思います。

【授業の展開計画】

前期は主として所得税を対象とし、後期は税法の基本的な原則のほか、消費税、相続税などを対象とする予定です。各回の(○章)は、テキストの該当する章を指します。

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|-----------------------|
| 1 | ガイダンス(酒税法を題材に) | 17 | 租税法律主義(1章)②・租税回避(2章)① |
| 2 | 所得税の課税の仕組みの概要 | 18 | 租税回避(2章)② |
| 3 | 所得分類(10章)① | 19 | 税法の体系(3章)・応能負担原則(4章) |
| 4 | 所得分類(10章)② | 20 | 消費税の基礎(18章) |
| 5 | 所得概念(7章)① | 21 | 多段階付加価値税(19章) |
| 6 | 所得概念(7章)② | 22 | 非課税・ゼロ税率(20章) |
| 7 | 給与所得課税(11章) | 23 | 消費税法(18~20章)まとめ |
| 8 | 課税最低限(5章)・人的控除(13章)① | 24 | 相続税の課税の根拠(21章) |
| 9 | 人的控除(13章)② | 25 | 日本の課税方式と問題点(22章) |
| 10 | 所得税の計算構造(14章) | 26 | 相続税法(21・22章)まとめ |
| 11 | 収入の帰属年度(12章)① | 27 | 贈与に対する課税(3章)① |
| 12 | 収入の帰属年度(12章)② | 28 | 贈与に対する課税(3章)② |
| 13 | 源泉徴収(11章) | 29 | 確定手続(25章)・税務調査(26章) |
| 14 | 課税単位(9章) | 30 | まとめ・補足 |
| 15 | 期末試験(前期) | 31 | 期末試験(後期) |
| 16 | 租税法律主義(1章)① | | |

【履修上の注意事項】

①細かい税額の計算はしませんので、「計算が多くて難しそう」と気後れする必要はありません(九九がわかれば十分)。②毎回の講義の前に、テキストや配布資料の指示された箇所を読むこと。講義は、テキストを読んできていることを前提に進めます。③ポケット六法等の学習用六法を必ず毎回持参すること。税法の載っている六法を買う必要はありません(必要に応じて担当教員が用意します)。④講義中の私語など、講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で説明します。

【評価方法】

期末試験(80%)と平常点(20%)の合計で評価します。期末試験は、「授業のねらい」の【 】内に記載した内容についての理解度を問います(形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定)。平常点は、用語の意味や制度の趣旨など基本的な知識について問う小テストまたは課題を基本に(前後期各2回程度予定)、講義への参加状況も加味して評価します。

【テキスト】

三木義一編著『よくわかる税法入門〔第7版〕』(有斐閣選書)
その他、補助資料を配布します。

【参考文献】

三木義一『日本の税金(新版)』(岩波新書)、三木義一『給与明細は謎だらけ』(光文社新書)
その他、講義の際に適宜紹介します。

担保物権法

担当教員 山下 良

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、民法の「第二編 物権」の後半部分を扱います。「担保物権法」という名前の法律があるわけではなく、民法の「第二編 物権」のうち、「第七章」～「第十章」がそう呼ばれています。人が誰かにお金を貸すとき、返してくれなかったら困るので、何らかの方法でお金を取り戻せるようにしたいと考えます。その方法の一つとして、相手が持っている物を「担保」にするということが行われます。講義を通じて、担保物権の内容と、社会における役割を学習しましょう。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|------------------|
| 1 | ガイダンス、担保物権とは何か |
| 2 | 担保物権の種類と性質 |
| 3 | 留置権① 留置権の概要 |
| 4 | 留置権② 留置権の効力 |
| 5 | 先取特権① 先取特権の概要 |
| 6 | 先取特権② 先取特権の効力 |
| 7 | 質権① 質権の概要 |
| 8 | 質権② 動産質、不動産質、権利質 |
| 9 | 抵当権① 抵当権の概要 |
| 10 | 抵当権② 抵当権の効力① |
| 11 | 抵当権③ 抵当権の効力② |
| 12 | 抵当権④ 根抵当権 |
| 13 | 非典型担保① 仮登記担保 |
| 14 | 非典型担保② 譲渡担保 |
| 15 | 非典型担保③ 所有権留保 |
| 16 | 期末試験 |

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、期末試験によって評価します。

【テキスト】

「物権法」の授業で使った教科書を、引き続き使います。
 (淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸『民法Ⅱ 物権〔第3版補訂〕』(有斐閣、2010年))

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

知的財産法 I

担当教員 大久保 秀人

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

かつて世界の工場とまで言われたことのある日本企業の多くの生産拠点は、現在中国やタイやインドなどのアジア諸国に移り、親企業の経営は海外からの技術料や特許料に依存する構造に変わっている。知識経済化が急速に進む現代社会において、また明日の「知的財産立国」日本を担う学生にとって、知的財産に関する基礎知識や活用のためのスキルは不可欠である。

そこで、本講義は、知的財産制度の概要、産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）の基礎知識及び各手続の流れを理解し、また法律論を技術論や経営論との係わりの中で学ぼうとする意欲ある知財人材の育成を目指す。

【授業の展開計画】

- 第1回 知的財産制度概論(知的財産の沿革及び知的財産をめぐる法制度の全体像の概要)
- 第2回 産業財産権法の概要
- 第3回 知的財産権の戦略的活用と課題
- 第4回 特許制度の手続、活用等
- 第5回 特許要件
- 第6回 特許権の効力と制限
- 第7回 特許権の侵害と救済
- 第8回 特許発明の技術的範囲と均等論
- 第9回 デザイン保護法としての意匠法、不正競争防止法について
- 第10回 意匠法の概要
- 第11回 ブランド保護法としての商標法、不正競争防止法について
- 第12回 商標法の概要
- 第13回 不正競争防止法の概要
- 第14回 著作権法（1）
- 第15回 著作権法（2）

【履修上の注意事項】

受講生は、特許、商標、不正競争防止法などに関するニュースや新聞記事を普段から関心を持って見聞きしてほしい。

【評価方法】

試験・テストについて 期末試験を実施する
試験以外の評価方法 出席点及び講義毎に行う確認テストにより評価する
成績の配分 出席点20%、確認テスト点20%、試験60%

【テキスト】

講義資料(『産業財産権標準テキスト(総合編)(商標編)(特許編)』)を配付する

【参考文献】

①『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』※特許庁HPからDL可②『産業財産権法（工業所有権法）の解説』※特許庁HPからDL可③『不正競争防止法説明資料』※経済産業省HPからDL可④『著作権テキスト』※文化庁HPからDL可⑤『企業人・大学人のための知的財産権入門—特許法を中心に』廣瀬隆行（東京化学同人）

知的財産法Ⅱ

担当教員 大久保 秀人

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

近年、企業間の知財紛争は活発化、高度化している状況にあり、損害賠償額も高額化している。他方、企業間での業務提携、ライセンス提携も積極的に行われており、各企業が独自に保有する技術やブランドといった知的財産権の保護は、企業戦略としては必須事項であるといえる。今後、企業はますます即戦力となる人材を求める傾向にあり、知的財産に関する基礎知識や活用のためのスキルは不可欠であるが、単に知識を有するだけでは足りず、これを十分に活用できるレベルに達していることが望ましい。そこで、本講義は、知的財産全般についての基礎的理解はもちろん、知的財産権をどのように活用すれば良いかを学ぶ意欲ある知財人材の育成を目指す。

【授業の展開計画】

- 第1回 産業財産権法の概要と保護対象
- 第2回 企業間に起こる知財紛争1
- 第3回 企業間に起こる知財紛争2
- 第4回 知的財産権の戦略的活用と課題
- 第5回 発明の成立要件と特許要件
- 第6回 特許権侵害紛争における攻防
- 第7回 特許発明の技術的範囲と均等論
- 第8回 デザイン保護法としての意匠法、不正競争防止法について
- 第9回 意匠の登録要件
- 第10回 意匠権侵害紛争
- 第11回 ブランド保護法としての商標法、不正競争防止法について
- 第12回 商標の登録要件
- 第13回 商標権侵害紛争
- 第14回 著作権法の概要と保護対象
- 第15回 著作権侵害紛争

【履修上の注意事項】

受講生は、特許権、商標権、著作権、不正競争防止法などに関するニュースや新聞記事を普段から関心を持って見聞きして欲しい

【評価方法】

試験・テストについて 期末試験を実施する
 試験以外の評価方法 出席点及び講義毎に行う確認テストにより評価する
 成績の配分 出席点20%、確認テスト点20%、試験60%

【テキスト】

講義資料(『産業財産権標準テキスト(総合編)(商標編)(特許編)』)を配付する

【参考文献】

①『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説』※特許庁HPからDL可②『産業財産権法(工業所有権法)の解説』※特許庁HPからDL可③『不正競争防止法説明資料』※経済産業省HPからDL可④『著作権テキスト』※文化庁HPからDL可⑤『企業人・大学人のための知的財産権入門—特許法を中心に』廣瀬隆行(東京化学同人)

地方自治法

担当教員 朝崎 かたる

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

分権改革を経て新たな地方自治法が歩みだした（「第一期分権改革」平成11年）。それは、機関委任事務の廃止や国・地方の役割分担等多岐にわたるものであった。さらに、第一次・第二次の「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律」の制定等により、第二期分権改革がスタートした（平成23年）。それは、法令による「義務付け・枠付けの見直し」の観点からの国による自治体統制の見直しであり、「基礎自治体優先の原則」の観点からの都道府県から市町村への権限移譲の法制化である。これら累次の分権改革を踏まえて、地方自治制度の基本を定める地方自治法を学ぶことによって、これからの地方行政のあり方を考える。

【授業の展開計画】

- | | | | |
|------------------------|------------------------|--|--|
| 第1 序論 | 第4 地方行政組織 | | |
| 第1講[地方自治の意義] | 第16講[地方議会(その1)] | | |
| 第2講[憲法と地方自治] | 第17講[地方議会(その2)] | | |
| 第2 地方行政の主体としごと | 第18講[地方公共団体の長(その1)] | | |
| 第3講[地方公共団体の種類] | 第19講[地方公共団体の長(その2)] | | |
| 第4講[地方公共団体の事務(その1)] | 第20講[長と議会の関係(その1)] | | |
| 第5講[地方公共団体の事務(その2)] | 第21講[長と議会の関係(その2)] | | |
| 第6講[行政主体間の役割分担] | 第22講[委員会及び委員] | | |
| 第7講[国と地方公共団体との関係(その1)] | 第5 地方行政作用及び自主立法 | | |
| 第8講[国と地方公共団体との関係(その2)] | 第23講[法令の執行] | | |
| 第9講[地方公共団体の協力形式(その1)] | 第24講[自主立法(その1)] | | |
| 第10講[地方公共団体の協力形式(その2)] | 第25講[自主立法(その2)] | | |
| 第3 住民及び住民参政 | 第26講[行政指導及び要綱・協定行政] | | |
| 第11講[直接請求(その1)] | 第27講[その他の行政作用] | | |
| 第12講[直接請求(その2)] | 第6 地方財務 | | |
| 第13講[行政情報公開制度] | 第28講[監査制度] | | |
| 第14講[行政が保有する個人情報の保護制度] | 第29講[住民監査請求と住民訴訟(その1)] | | |
| 第15講[行政手続の民主化] | 第30講[住民監査請求と住民訴訟(その2)] | | |
- ※具体的には、初回の講義で提供する授業計画による。

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。
 ※六法を持たずに受講することは認めない。

【評価方法】

- (1) 試験 2～3回あり
- (2) 追再試験なし
- (3) 出席状況、試験の結果、受講時の態度などを総合的に判断する。

【テキスト】

・久世公堯著『地方自治制度[第六次改訂版]』（学陽書房）・テキストのほかに、レジュメを提供する。さらに現に全国の自治体で惹起している最新の事例を通して実践的な地方自治法を身につけるための資料を提供する

【参考文献】

俵 静夫著『地方自治法』（有斐閣）／仲地 博著『沖縄の自治と自治体』（ひるぎ社）／成田・磯辺編『地方自治判例百選（第二版）』

地方自治論

担当教員 黒柳 保則

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義では、主権者として自治を考え、参加する際に必須のトピックを、最新の動向を踏まえて論じます。民主主義の核心には「自ら治める」という「自治」の精神があり、国と比べて自治体ではそれを実感しやすいはずですが。しかし、従来の日本は中央集権であって、必ずしもそうとは言えませんでした。国と地方の借金が1000兆円を超えたともいわれる中で、今後さらに分権が進められ、自治体は必ず自立を迫られます。今こそ大いに「自治」の精神を発揮して地域運営にあたるべき時です。こうした現状を理解する上で役立つ講義をします。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|------------------|----|----------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 中央集権から地方分権への動向 |
| 2 | 地方自治とは | 18 | 地方分権における変更点 |
| 3 | 地方自治の構造 | 19 | 市町村合併の歴史 |
| 4 | 地方自治の歴史―戦前 | 20 | 沖縄における市町村合併の歴史 |
| 5 | 地方自治の歴史―戦後 | 21 | 「平成の大合併」の現状と課題 |
| 6 | 沖縄における地方自治の歴史―戦前 | 22 | 広域行政と道州制 |
| 7 | 沖縄における地方自治の歴史―戦後 | 23 | 道州制の展望 |
| 8 | 自治体の種類 | 24 | 自治体と地方税制 |
| 9 | 自治体首長の地位と役割 | 25 | 自治体の財政とその危機的状況 |
| 10 | 自治体首長と地方議会の関係 | 26 | 三位一体改革と自治体の財政 |
| 11 | 地方議会の役割と権能 | 27 | 住民の自己決定と住民投票制度 |
| 12 | 地方議会の現状と改革 | 28 | 地域福祉と地域保健 |
| 13 | 二元代表制の特徴 | 29 | 国際化時代と自治体 |
| 14 | 自治体における選挙 | 30 | 自治体外交の生成と現状 |
| 15 | 自治体の組織と職員 | 31 | まとめ／試験 |
| 16 | 国・都道府県・市町村の関係 | | |

【履修上の注意事項】

新聞の地方自治についての記事に注意を払ってください。気になる記事は切り抜きをするとよいでしょう。

【評価方法】

試験と平常点にて評価します。

【テキスト】

使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】

磯崎初仁他『[改訂版]ホーンブック 地方自治』北樹出版、2011年。矢野恒太記念会編『データでみる 県勢 2013年版』矢野恒太記念会、2012年。

手形・小切手法

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

手形・小切手は、現実の経済活動において、重要な役割を果たしている。主に、企業が取引を行う場合において、手形・小切手は、①支払の手段、②信用の手段、③送金・取立の手段としての機能を果たしている。実務においては、銀行取引や貿易取引とも密接に関係している。本講では、このような企業の取引とも関係する「手形・小切手法」を中心に議論を進める。ここでは、国際取引などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------------|----|----------------------|
| 1 | 手形・小切手法総論 | 17 | 白地手形 |
| 2 | 手形・小切手の意義・法的構造 | 18 | 手形の変造 |
| 3 | 手形・小切手の経済的機能 | 19 | 裏書（1）約束手形の譲渡 |
| 4 | 手形・小切手と銀行取引 | 20 | 裏書（2）譲渡裏書の効力 |
| 5 | 有価証券 | 21 | 善意の手形取得者の保護（1）物的抗弁等 |
| 6 | 手形行為の意義と特性 | 22 | 善意の手形取得者の保護（2）善意取得 |
| 7 | 手形行為の成立要件 | 23 | 特殊の裏書 |
| 8 | 手形行為の有効要件 | 24 | 手形の支払 |
| 9 | 他人による手形行為 | 25 | 遡求 |
| 10 | 無権代理 | 26 | 手形保証・隠れた保証のための裏書 |
| 11 | 偽造 | 27 | 時効・利得償還請求権・除権決定・手形訴訟 |
| 12 | 表見代理 | 28 | 為替手形 |
| 13 | 約束手形総論 | 29 | 小切手 |
| 14 | 振出（1）振出の意義および効力 | 30 | 総括 |
| 15 | 振出（2）手形要件 | 31 | 期末試験 |
| 16 | 振出（3）記載事項 | | |

【履修上の注意事項】

「商法総則・商行為法」「会社法」の科目を履修していることが望ましい。なお、基本的に、通常の授業形態で行い、可能であれば、講義の理解を深めるために、グループ討論会や双方向的な授業形態も取り入れる。

【評価方法】

期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。

【テキスト】

- 早川徹『基本講義 手形・小切手法』（新世社、2007年）
- 最新版の六法

【参考文献】

- 落合誠一＝神田秀樹編『手形小切手判例百選〔第6版〕（別冊ジュリスト（No. 173））』（有斐閣、2004年）
- その他には、必要に応じて、適宜資料を配布する。

倒産法

担当教員 上江洲 純子

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

長引く不況の中で、企業の舵取りも難しくなり、その影響が個人々の生活にも影を落としています。その先に、企業や個人の破たん、すなわち「倒産」が訪れるかもしれません。しかし、一口に倒産といっても、現在では様々な手続が用意されています。この講義では、最初に倒産手続としてどのようなメニューが用意されているか取り上げた後に、裁判所で行う倒産手続の基本ともいえる「破産手続」を中心に手続の流れを押さえ、必要に応じて、企業を再建させるための手続である「民事再生手続」「会社更生手続」や、個人のための倒産手続についても解説し、最終的には対立する多くの権利・利害をどう調整していくのかについて把握できるようにします。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------|----|---------------|
| 1 | ガイダンス（倒産法入門） | 17 | 未履行双務契約③ |
| 2 | 各倒産手続の概要 | 18 | 未履行双務契約④ |
| 3 | 諸外国の制度と私的整理 | 19 | 取戻権 |
| 4 | 倒産ADR | 20 | 別除権① |
| 5 | 破産手続の開始① | 21 | 別除権② |
| 6 | 破産手続の開始② | 22 | 相殺権① |
| 7 | 破産手続開始決定・保全処分 | 23 | 相殺権② |
| 8 | 破産管財人① | 24 | 否認権① |
| 9 | 破産管財人② | 25 | 否認権② |
| 10 | 債権者集会・債権者委員会 | 26 | 破産債権の届出・調査・確定 |
| 11 | 破産財団 | 27 | 配当手続・破産手続の終結 |
| 12 | 破産債権 | 28 | 消費者倒産 |
| 13 | 財団債権 | 29 | 民事再生・会社更生① |
| 14 | 未履行双務契約① | 30 | 民事再生・会社更生② |
| 15 | 未履行双務契約② | 31 | 期末試験 |
| 16 | 中間試験 | | |

【履修上の注意事項】

- 最新の六法を必ず持参してください。
- 民事訴訟法を受講予定又は受講済みであることが望ましいです。
- 物権法・担保物権法・債権法（債権総論・債権各論）・会社法に関心があり、できれば受講済みであることが望ましいです。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績（合計100点）で評価します。
再試験の実施や追加レポートによる救済措置は行いません。

【テキスト】

山本和彦著『倒産処理法入門（第4版）』（有斐閣）

【参考文献】

瀬戸英雄・山本和彦編『倒産判例インデックス（第2版）』（商事法務）

都市政策論

担当教員 照屋 寛之

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

わが国は「経済大国」になったが、国民はそれに相応しい快適な環境と住宅で生活するという「生活大国」にはほど遠い。住宅や公園、公共交通の整備など生活の質といった面から見ると、わが国が他の先進国に立ち後れているのは、都市化とともに発生した都市問題に早い段階から真剣に取り組まなかったからである。都市化したわが国のこれからの都市政策は、いかにあるべきかを他の先進的な都市政策を参考にしながら受講している学生と一緒に考えて見たい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--------------------|----|----------------------|
| 1 | 今なぜ都市政策を学ぶか | 17 | 中心市街地衰退の要因 |
| 2 | 都市の矛盾と都市政策 | 18 | 中心市街地活性化の方策 |
| 3 | 都市化の諸要因 | 19 | 諸外国の中心市街地活性化策（ビデオ使用） |
| 4 | 日本の都市政策の矛盾① | 20 | 都市政策と交通政策 |
| 5 | 日本の都市政策の矛盾② | 21 | 路面電車による市街地の活性化① |
| 6 | 都市政策と土地利用 | 22 | 路面電車による市街地の活性化② |
| 7 | わが国の都市政策と住宅政策 | 23 | 諸外国の都市交通（ビデオ使用） |
| 8 | わが国の都市政策と諸外国の都市政 | 24 | 路面電車導入による沖縄の都市の展望 |
| 9 | アメリカの都市成長管理政策 | 25 | 都市化とゴミ問題の深刻化 |
| 10 | サンフランシスコ、ボストンの都市政策 | 26 | 都市廃棄物のドイツと日本の現状 |
| 11 | 諸外国の都市政策から日本が何を学ぶか | 27 | 循環型社会のリサイクルの現状 |
| 12 | 都市政策と都市景観（ビデオ使用） | 28 | リサイクル社会は幻想か |
| 13 | わが国の都市政策の現状 | 29 | 本学のエコアクション21現状と課題 |
| 14 | 都市景観から何を学ぶか（ビデオ使用） | 30 | まとめ |
| 15 | 中間テスト | 31 | 学年末テスト |
| 16 | 中心市街地衰退の現状（ビデオ使用） | | |

【履修上の注意事項】

「学生だから勉強するのではなく、勉強するから学生である」という自覚を持って受講してもらいたい。単位のためではなく、勉強したい学生を歓迎します。

【評価方法】

テスト、感想文、出席を総合的に判断して評価します。

【テキスト】

テキスト：教科書は指定しない。必要に応じてプリントを配布します。

参考文献：矢作 弘『日本の都市は救えるか』閣文社
田村 明『まちづくりと景観』岩波新書

【参考文献】

日本外交史

担当教員 野添 文彬

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

今日、沖縄基地問題や隣国との領土問題、歴史認識問題など、日本外交は多くの課題を抱えている。本講義では、こうした中で現在及び今後の国際社会における日本の役割を考える視座を養うため、明治維新以降の日本外交の歴史的展開を概観する。特に戦後日本外交を中心に、対米関係とアジア諸国との関係を重視しながら論じていく。また、国際情勢や日本外交の展開が、沖縄や米軍基地のあり方にどのような影響を及ぼしたのかについても注目し、沖縄が直面する諸問題を国際的・歴史的な文脈から考えたい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|------------------------|----|----------------------|
| 1 | イントロダクション | 17 | 池田政権による東南アジア外交の展開 |
| 2 | 明治維新と近代国家への道 | 18 | ベトナム戦争と佐藤政権の東南アジア外交 |
| 3 | 日清・日露戦争と条約改正 | 19 | 沖縄返還交渉 |
| 4 | 第一次世界大戦とワシントン体制 | 20 | 日米安保体制における「密約」問題 |
| 5 | 満州事変から日中戦争へ | 21 | 日中国交正常化 |
| 6 | アジア太平洋戦争 | 22 | 日米同盟の制度化 |
| 7 | 占領と改革 | 23 | 福田ドクトリンと環太平洋連帯構想 |
| 8 | 冷戦の開始と逆コース | 24 | 新冷戦と日本外交 |
| 9 | サンフランシスコ講和条約と日米安保条約の締結 | 25 | 冷戦終結と湾岸戦争 |
| 10 | 吉田の末期外交と「1955年体制」の成立 | 26 | 日米同盟の再定義と「沖縄基地問題」 |
| 11 | 日ソ国交正常化と日中貿易 | 27 | イラク戦争と日本の対応 |
| 12 | 極東米軍再編と沖縄米軍基地 | 28 | 冷戦後の東アジア外交－中国・韓国・北朝鮮 |
| 13 | 岸政権の発足と「日米新時代」 | 29 | 民主党政権・安倍政権の外交政策 |
| 14 | 安保改定交渉 | 30 | まとめ |
| 15 | 池田政権と「日米イコール・パートナーシップ」 | 31 | |
| 16 | 池田・佐藤政権による東アジア外交の展開 | | |

【履修上の注意事項】

講義中の私語を厳しく禁じる。

【評価方法】

定期試験の結果（70％）と出席状況（30％）を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価する。

【テキスト】

五百旗頭真編『戦後日本外交史 第三版』有斐閣、2010年

【参考文献】

入江昭『日本の外交』中公新書、1966年
 入江昭『新・日本の外交』中公新書、1991年
 北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2011年

日本政治史

担当教員 芝田 秀幹

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、江戸末期に西欧列強からの衝撃を受けた我が国が、それ以降、近代国民国家としてどのように成長・発展し、そして成功をおさめ失敗を犯してきたかを、幕末から第二次世界大戦の終焉までの期間に絞って概観する。また、今日の日本社会が置かれている現状を正しく理解することを主眼として、明治期に産声をあげた政治制度を歴史的に検討し、それらが現行制度とどのように関係するかについても解明していく。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------|----|-------------|
| 1 | 開講にあたって | 17 | 第一次世界大戦（1） |
| 2 | 幕藩体制 | 18 | 第一次世界大戦（2） |
| 3 | 幕末15年 | 19 | 政友会と民政党 |
| 4 | 王政復古 | 20 | 西園寺と憲政常道 |
| 5 | 維新政府 | 21 | 社会主義運動 |
| 6 | 薩長土肥 | 22 | 東アジア（1）－中国－ |
| 7 | 自由民権運動 | 23 | 東アジア（2）－ソ連－ |
| 8 | 体制整備 | 24 | 国家改造運動 |
| 9 | 憲法制定 | 25 | 満州事変 |
| 10 | 初期議会 | 26 | 二二六事件 |
| 11 | 日清戦争 | 27 | 日中事変 |
| 12 | 政友会 | 28 | 近衛新体制 |
| 13 | 日露戦争 | 29 | 「大東亜戦争」と敗戦 |
| 14 | 桂園時代 | 30 | 講義のまとめ |
| 15 | 大正政変 | 31 | テスト |
| 16 | 元老と政党 | | |

【履修上の注意事項】

高校や大学受験で日本史を選択しなかった学生や、学んだけれどすっかり忘れてしまった学生にも十分理解できるように講義するので、この点での心配はご無用。ただし、日本国の歴史と真剣に向き合う姿勢だけは持ち続けること。なお、「政治学Ⅰ」「政治学Ⅱ」「政治学原論」を履修していることが望ましい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

升味準之輔『日本政治史（1）～（4）』（東京大学出版会、1988年）。
その他、授業中に随時紹介します。

比較憲法 I

担当教員 井端 正幸

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

これまで、カリキュラムにある外書購読研究は英語とドイツ語のみ開講されていたが、これを補うためにこの授業をフランス語の外書購読研究として開講する予定である。したがって、この授業では、フランス語のテキストの購読を通じて、フランス憲法史、フランス憲法の特徴などを学習することとする。

【授業の展開計画】

まず、フランスの大学の法学部で用いられている標準的なテキストを購読する（テキストはプリントを配布する予定）。その後、状況に応じて、近年人権保障に関して注目を集めている、憲法院に関連する諸問題について、同じくフランス語の文献を購読することとする。

【履修上の注意事項】

フランスの大学で勉強しているつもりで、フランス語のテキストを読み込んでみよう。

【評価方法】

フランス語を読む力、フランス憲法史、フランス憲法の特徴をどの程度理解しているかなどをみながら評価する予定。

【テキスト】

プリントを配布する予定。

【参考文献】

樋口陽一『比較憲法（全訂第三版）』青林書院新社、など。

比較憲法Ⅱ

担当教員 井端 正幸

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

比較憲法Ⅰの継続で、フランス語の外書購読研究として開講する。したがって、フランス憲法史等に関するフランス語のテキスト、文献を購読する。

【授業の展開計画】

引き続き、フランスの大学で用いられている標準的テキスト、および関連文献等を購読することとする。

【履修上の注意事項】

じっくり腰を据えて、フランス語のテキストを読みこなしてみよう。

【評価方法】

フランス語のテキストを読む力、フランス憲法史、フランス憲法の特徴等をどの程度理解しているか、などをみながら評価する予定。

【テキスト】

プリントを配布する予定。

【参考文献】

樋口陽一『比較憲法（全訂第三版）』青林書院新社、など。

物 権 法

担当教員 山下 良

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、民法の「第二編 物権」の前半部分を扱います。「物権法」という名前の法律があるわけではなく、民法の「第二編 物権」のうち、「第一章」～「第六章」がそう呼ばれています。物権は、物に対する権利であり、私たちが物を所有したり、やり取りしたりするのに関わるものです。講義を通じて、物権の内容と、社会における役割を学習しましょう。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------------|----|---------------------|
| 1 | ガイダンス、物権とは何か | 17 | 中間試験の復習 |
| 2 | 物権と債権の違い、一物一権主義 | 18 | 即時取得① 即時取得の要件 |
| 3 | 物権法定主義、物権の種類 | 19 | 即時取得② 即時取得の効果 |
| 4 | 物権の一般的効力、物権的請求権 | 20 | 占有権① 占有権とは何か、占有権の種類 |
| 5 | 物権変動総説 | 21 | 占有権② 占有権の効果、占有訴権 |
| 6 | 公示とは何か、所有権の移転時期 | 22 | 所有権① 所有権とは何か |
| 7 | 不動産物権変動における対抗要件 | 23 | 所有権② 所有権の取得と喪失 |
| 8 | 民法177条における第三者① | 24 | 相隣関係① 相隣関係とは何か |
| 9 | 民法177条における第三者② | 25 | 相隣関係② 相隣関係の種類 |
| 10 | 登記を必要とする物権変動① | 26 | 共有① 共有とは何か |
| 11 | 登記を必要とする物権変動② | 27 | 共有② 共同所有形態の種類 |
| 12 | 公示の原則と公信の原則 | 28 | 建物の区分所有 |
| 13 | 動産物権変動における対抗要件 | 29 | 用益物権① 地上権、永小作権 |
| 14 | 引渡しの方法 | 30 | 用益物権② 地役権、入会権 |
| 15 | 動産物権変動と公信の原則 | 31 | 期末試験 |
| 16 | 中間試験 | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、中間試験、期末試験によって評価します。

【テキスト】

淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸『民法Ⅱ 物権〔第3版補訂〕』（有斐閣、2010年）

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

法学概論

担当教員 末崎 衛

対象学年 1年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

この講義は、①皆さんがこれから4年間「法」を学んでいく上で必要となる知識や考え方を習得してもらうこと、②「法」にも様々な目的を持つものがあり、それぞれの目的に応じて原則なども異なること、そして、③後期に必修科目である民法総則を控えていることも踏まえて、民法（私法）の世界の基本的な知識や考え方（さらにはその例外・変化も）を理解してもらうことの3点を、目標とします。「法」を学ぶときは「なぜこういう法律があるんだろう？」と考えるのがコツです。一緒に「法」の勉強のスタートを切りましょう！

【授業の展開計画】

中間試験までの前半は、①憲法の大まかな話に触れながら、テキストも使用して法の学び方や基本的な知識・考え方について講義をし、次に②交通事故を題材にして、刑法、民法（不法行為）、行政法の3つの分野についての基本的な内容を講義します。中間試験後の後半は、③民法のうち特に契約に関する基本的な知識や考え方を中心に講義し、これを踏まえて④民法が基本とする私的自治の原則が特別法の分野（消費者法、労働法など）でどのように変えられているか、その概略について講義します。

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------|----|------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 前半の範囲についての復習など |
| 2 | 憲法①なぜ憲法があるのか | 18 | 法の解釈 |
| 3 | 憲法②自由主義と民主主義 | 19 | 民法①民法の構成・債権と物権 |
| 4 | 法の学び方・法の基本的な考え方 | 20 | 民法②私的自治の原則・契約 |
| 5 | 法とは何か・法源 | 21 | 民法③契約の拘束力 |
| 6 | 法令の読み方 | 22 | 民法④契約の種類・形式 |
| 7 | 小まとめ | 23 | 民法⑤未成年者がした契約 |
| 8 | 刑法①刑法の目的・罪刑法定主義 | 24 | 民法⑥借家を無断で又貸しすると？ |
| 9 | 刑法②責任主義・故意犯処罰の原則 | 25 | 小まとめ |
| 10 | 刑法③交通事故に関する犯罪 | 26 | 消費者法①クーリングオフ |
| 11 | 不法行為①過失責任の原則 | 27 | 消費者法②消費者契約法 |
| 12 | 不法行為②要件と効果 | 28 | 労働法①アルバイトでも「労働者」 |
| 13 | 不法行為③過失責任原則の修正 | 29 | 労働法②労働契約に関する定め |
| 14 | 行政法（運転「免許」と道路交通法） | 30 | まとめ・補足 |
| 15 | 小まとめ | 31 | 期末試験 |
| 16 | 中間試験 | | |

【履修上の注意事項】

①法律は私達の社会と深く関わっています。新聞やニュースを通じて社会での出来事に関心をもつよう意識してください。②毎回の講義の前に、テキストなどの指示された範囲を読んで来ること。講義はテキストなどを読んできていることを前提に進めます。③ポケット六法などの学習用六法を毎回必ず持参すること（自分で勉強する時にも引くこと）。④講義中の私語など講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で注意事項をお話ししますので、初回の講義には必ず出席すること。

【評価方法】

期末試験（80%）と平常点（20%）の合計で評価します。期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定）。平常点は、講義での質問に対する解答や講義中の小テスト（または宿題としての課題）を基本に、講義への参加状況も加味して評価します。なお、小テストなどでは、言葉の意味や制度の趣旨などの基本的な知識の確認を主に行う予定です。

【テキスト】

武藤眞朗・太矢一彦・多田英明・宮木康博『法を学ぶパートナー（補訂版）』（成文堂）
その他、講師作成の講義案を使用します。

【参考文献】

倉沢康一郎『ブレップ法と法学』（弘文堂）
道垣内弘人『ブレップ法学を学ぶ前に』（弘文堂）
その他、講義の中で必要に応じて紹介します。

法史学

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

ヨーロッパ近代法の形成過程を一緒に考えていく。と同時に、わが国の近代諸法典はドイツやフランスなど西欧法の影響を受けてつくられたといわれているが、どのような影響を受けたのか。この点も探っていきたい。また、講義の前半で採り上げる「近代日本法の歴史」において、沖縄の輩出した歴史家、法学者たちの活動、業績にも時折触れ、彼らの足跡が「近代日本法の歴史」にどう係わりをもったか、一緒に考えていきたい。

【授業の展開計画】

前半は、近代日本法の歴史にあてる。自由民権運動や帝国憲法の制定、またわが国の民法典編纂事業、民法典論争を一緒に考えていく。そのさい、穂積陳重のわが国の近代法形成に果たした役割に時間をさいて触れる。同時にまた、佐喜眞興英の「女人政治考」、沖縄における近代法形成のテンポのズレについても一緒に考えていきたい。後半は、わが国におけるヨーロッパ法史研究の歴史について紹介し、続いて、古典古代社会の法と国制、古ゲルマン社会の法と国制、中世初期の法観念、「古き良き法」理論、ドイツにおける学識法曹階層の社会的進出、法律家身分の成立、自然法論の時代から自然法的法典編纂の時代へ、早期の法典編纂、サヴィニー対ティボ一の法典論争、ドイツ歴史法学派の誕生、ヤーコブ・グリムの法学観、等に関してすすめていく。

【履修上の注意事項】

歴史や思想史に興味をもつ学生の受講を歓迎する。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト・レポート、中間・期末試験などを総合して評価の基準にする。

【テキスト】

特に指定はない。適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

講義時間内に、適宜、プリントなどで紹介する。

法思想史

担当教員 徳永 賢治

対象学年 1年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義では、実定法上の若干の基礎的法概念（例えば、権利、人権、主権、所有、契約、家族、犯罪、刑罰など）が、どのような歴史的文脈を経て、現行日本法に規定されるに至ったのか（歴史的背景）を、また日本法（および沖縄を含む島嶼法）にはどのような特色があるのかを、比較法思想史的視点から論じる。

【授業の展開計画】

過去（親）がなければ現在（子）はないのであるから、現代の日本法を理解するには、それを生み、育てた、また遺伝的に継受したりしなかったりした以前の時代・他地域の母法等を理解することが有益である。

現行の日本法には直接のまた間接の親があるが、母法と子法との間で、同じないし類似する言葉（law, droit, Recht, lex, ius, νόμος, sharia, dharma, 法など）が使われていても、時代や場所や社会が違えば、その言葉の意義（起源、用法、目的）は異なることが多いし、逆に、違う言葉が使われていても類似する機能を果たす体系が存在することもある。「現在の法を知るために過去の法を知る」ことは大切である。

〔講義計画〕

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 法思想史の現代的課題 | 16. 古代ギリシャの法思想 |
| 2. 日本法思想Ⅰ | 17. ストア派の法思想 |
| 3. 日本法思想Ⅱ | 18. ローマの法思想Ⅰ |
| 4. 韓半島の法思想 | 19. ローマの法思想Ⅱ |
| 5. ユダヤ法思想 | 20. ローマの法思想Ⅲ |
| 6. イスラム法思想Ⅰ | 21. アウグスティヌスの法思想 |
| 7. イスラム法思想Ⅱ | 22. T. アキナスの法思想 |
| 8. イスラム法思想Ⅲ | 23. 教会法と中世教会裁判所 |
| 9. ヒンドゥー法思想Ⅰ | 24. 中世自然法思想の近代的批判 |
| 10. ヒンドゥー法思想Ⅱ | 25. M. ルターの法思想 |
| 11. ヒンドゥー法思想Ⅲ | 26. H. グロチウスの法思想 |
| 12. 中国法思想Ⅰ | 27. 近代啓蒙期の自然法思想 |
| 13. 中国法思想Ⅱ | 28. 法実証主義の法思想 |
| 14. 中国法思想Ⅲ | 29. 20世紀の法思想 |
| 15. 中間試験（またはレポート） | 30. 期末試験 |

【履修上の注意事項】

講義は、PPTやレジュメを用いて行う。現在の我々からみて重要と思われる部分に力点をおく。講義初日に受講希望者に対して履修上の注意事項を書いた用紙を配布する。登録調整期間中の2回目の講義時に、各自サインしたこの用紙を提出した学生だけが履修可能となる。

講義は、法思想史を勉強する場合のあくまでも一つの刺激にすぎない。受講生は、テキストだけではなく、隣接する社会科学の諸文献にも広く目を通して欲しい。

【評価方法】

- (1) 期末試験を行う。
- (2) 出題の意図・趣旨とずれている答案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。
- (3) ときどき一定の仕方出席をとる。
- (4) レポートや定期試験の結果と出席状況をみて総合的に成績を評価する。

【テキスト】

【参考文献】 (1) 千葉正士『世界の法思想入門』講談社学術文庫

【参考文献】

(2) 三島淑臣『法思想史』青林書院 (3) 矢崎光圀『法思想史』日本評論社 (4) 碧海純一・伊藤正己・村上純一編『法学史』東京大学出版会 (5) 北川善太郎『日本法学の歴史と理論』日本評論社

法社会学

担当教員 一守屋 明

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考 夏期集中講義（世話役：徳永賢治）

開講時期 その他

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

【前半】我が国の紛争処理システムにおける裁判手続と裁判外の諸手続との多元的構造を的確に把握するとともに、そのような多元的な紛争処理システムにおいて裁判等のそれぞれの手続が担うべき役割について、理論的並びに経験的に検討する。この授業を通じて、法と紛争解決との関係、裁判と当事者間合意との関係など、法を社会の中で生成し、変動する動態として理解することができるようになる。

【後半】今日の我が国の司法システムをめぐる諸問題について、いわゆる「日本人の法意識」論や、日本社会の「法化」「非法化」をめぐる議論を含めて多面的に考察し、我が国の司法のあり方およびそれを担う市民的基盤

【授業の展開計画】

(授業のねらい) について検討する。この授業を通じて、我が国の法が近代西洋法の理念と伝統的法観念との間で揺れ動いていること、また今日の司法が新たな法化問題に直面していることを理解することができるようになる。

【前半】

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 1 講義の概要：紛争と紛争処理 | 2 交渉・紛争の動態（1）交渉と合意 |
| 3 交渉・紛争の動態（2）紛争過程の理論 | 4 紛争の処理（1）紛争処理のしくみ |
| 5 紛争の処理（2）ADR（裁判外紛争処理）の歴史と機能 | |
| 6 紛争の処理（3）ADRの多様性 | 7 紛争処理の技術（1）当事者間交渉の援助 |
| 8 紛争処理の技術（2）相談・調停・仲裁 | 9 裁判過程（1）裁判利用の現状 |
| 10 裁判過程（2）裁判制度の構造的諸問題 | 11 裁判の紛争解決機能（1）裁判と裁判所内ADR |
| 12 裁判の紛争解決機能（2）少額紛争と裁判 | 13 紛争解決援助と権利保障 |
| 14 権利の形成と司法システム | 15 前半の講義のまとめとQ&A |

【後半】

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 16 講義の概要：我が国の司法システムの現状 | 17 法意識と法行動：古典的法社会学理論における法と法意識 |
| 18 「法化」「非法化」「反法化」 | 19 日本法の重層的構造：自立型法・自治型法・管理型法 |
| 20 「隣人訴訟」の再検討（1）：「法化」と「反法化」 | |
| 21 「隣人訴訟」の再検討（2）：「法化」と「非法化」 | |
| 22 自治型法の諸相（1）：日本の法文化・共同体主義 | |
| 23 自治型法の諸相（2）：生命倫理と法 | 24 管理型法の諸相（1）：消費者保護と司法システム |
| 25 管理型法の諸相（2）：環境保護 | 26 現代型訴訟（1）：司法システムにおける権利の保障 |
| 27 現代型訴訟（2）：司法システムを通じた政策の形成 | |
| 28 現代の法律家 | 29 弁護士とクライアント |
| 30 講義のまとめとQ&A | |

【履修上の注意事項】

(授業方法) 原則として講義を行う。ペーパーにて質問を受け付け、次回の授業にて質問に回答する。適宜、交渉ゲームなどへの参加を求める。

(キーワード) 紛争／交渉／調停／仲裁／ADR／裁判／裁判官／司法システム／法化／非法化／法意識／自立型法／自治型法／管理型法／現代型訴訟／法律家

【評価方法】

中間試験と期末試験の成績、および授業への出席姿勢を総合的に判断する。

【テキスト】

使用しない。資料を配付する。

【参考文献】

和田仁孝他編『交渉と紛争処理』（日本評論社、2002）。
田中成明『転換期の日本法』（岩波書店、2000）。

法政特論Ⅱ

担当教員 井村 真己

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

情報のデジタル化とコンピュータのネットワーク化を中心とする情報技術の発展は、社会のあらゆる分野に対して大きな影響を与え続けている。本講義では、一般ユーザーがインターネットをはじめとするさまざまな情報技術を利用する場合に、そこにどのような法的問題が潜んでいるのか、という点を中心として情報化社会における法の役割について、その課題を追求することを目的とする。

【授業の展開計画】

詳細な講義計画については、講義の最初の段階で改めて明らかにしたいが、さしあたっては、以下のような問題について取り上げる予定である。

- (1) 情報化社会に関する基礎的考察
- (2) ソーシャルメディア（Twitter、Facebookなど）の利用と法
- (3) ネットワークの発展と法（まねきTV事件）
- (4) ソフトウェア技術と法（Winnie事件）
- (4) 著作権法改正に関する諸問題（一般ユーザーの立場から）

【履修上の注意事項】

本講義は、情報化と法の問題について強い関心を有する学生の受講を歓迎する。
最新の六法を必ず持参すること。

【評価方法】

成績評価は、期末試験の点数により行う予定である。
必要に応じて、レポートの提出を求められることがある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

法政特論 V

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。こうした法規範の相対性といったことは、ことさらとりたてて問題にせずとも常識に属することかもしれない。が、我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・感情に無理解のまま、判断することがありはしないか。この特論 V では、素材をヨーロッパの代表的な法学者の見解や、また文学書・評論文に求めて、比較的自由に法学の領域を横断・越境していく内容にしたい。

【授業の展開計画】

特論 V では、ルターやミルトンの婚姻観、また、カントやヘーゲルの歴史哲学や家族観などを比較検討していきたい。さらに、メインの『古代法』やバウハーフの『母権論』などを通して、ヨーロッパの法文化を紹介したい。

【履修上の注意事項】

本学には、法学が好きで入学したが、入学後「法学嫌い」になった学生もいるだろう。また、もともと「法学嫌い」であったが、諸般の事情でやむなく「法学部」に入学した学生もいるだろう。古今東西を問わず、おそらく大半の法学生が同じ悩みを抱えていたはずで（『ファウスト』の有名な場面を想起してほしい）、それは君ひとりが抱えている悩みではない。グリム兄弟の兄ヤーコプは「厳密でない学としての法学」という。我々は「法」にどう向き合えばよいのか。それを自問しつつ講義に臨んでほしい。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする。

【テキスト】

特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。

【参考文献】

講義の際、指示する。

法政特論Ⅵ

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。こうした法意識の相対性といったことは、ことさらとりたてて問題にせずとも常識に属することかもしれない。が、我々無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・感情に無理解のまま、判断することがありはしないか。この特論Ⅵでは、素材を明治以降の代表的な法学者の見解や、また文学書・評論文に求め、比較的自由に法学の領域を横断・越境していく内容にしたい。

【授業の展開計画】

特論Ⅵでは、先ず、穂積陳重の『法律進化論』や恒藤恭の「法文化論」をとりあげ、我が国の法文化研究の前史を紹介していく。次に、戦後の川島武宜の「法意識論」や野田良之の「日本人の性格」「法文化の東西論」などを一緒に考えていく。その際、石川啄木や、その時代の代表的な評論文なども議論の素材にできれば、と思っている。肩の凝らない法学論を試みていきたい。

【履修上の注意事項】

本学には、法学が好きで入学したが、入学後「法学嫌い」になった学生もいるだろう。また、もともと「法学嫌い」であったが、諸般の事情でやむなく「法学部」に入学した学生もいるだろう。古今東西を問わず、おそらく多くの法学生が、同じ悩みを抱えていたはずで、それは君ひとりが抱えている悩みではない。我々は「法」にどう向き合えばよいのか。それを自問しつつ講義に臨んでほしい。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする

【テキスト】

特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。

【参考文献】

講義の際、適宜指示する。

法哲学

担当教員 徳永 賢治

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義は、西欧近代法(学)が生み出した法と道徳、法と強制、法への服従義務、法の実効性・妥当性などの諸問題につき、具体的な事例を領域横断的に取り上げ、それに含まれる法哲学上の諸問題を理論的に論じる。受講生には、実定法の法学原論としての法哲学の学習を通して、これまで学んで来た実定法を再考してもらいたい。

【授業の展開計画】

異なる社会、民族、国家を貫いて進行する経済・金融のグローバル化が直接または間接に引き起こす種々の問題(例えば、先住・少数民族、宗教、環境保護、人権、男女の性役割、電子商取引、国際犯罪、情報通信、知的財産権、テロ等をめぐる紛争)が、世界のあちらこちらで生じている。先進国の法律家や法学者は、近代西欧の法的諸概念を用いて、この紛争の法的解決に努めているが、彼らの意図は、このような法的解決の方法がもたらす客観的な作用・結果と常に合致しているだろうか。現代社会における法の支配や法の役割を考えながら、「法とは何か」を探る。

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------|----|--------------------------|
| 1 | 法哲学の現代的課題 | 17 | T. ホブスとJ. ロックの法哲学 |
| 2 | 法哲学の学問的位置づけ | 18 | J. ベンサムの法哲学 I |
| 3 | 悪意の密告者 | 19 | J. ベンサムの法哲学 II |
| 4 | 法と道徳 | 20 | J. オースティンの法哲学 |
| 5 | 信仰と生命 | 21 | H. L. A. ハートの法哲学 I |
| 6 | 逆差別 | 22 | H. L. A. ハートの法哲学 II |
| 7 | 人権の普遍性 | 23 | H. ケルゼンの純粹法学 |
| 8 | 法と貨幣 | 24 | I. カントとG. W. F. ヘーゲルの法哲学 |
| 9 | 法と慣習 | 25 | スキャンディナヴィアのリアリズム法学 |
| 10 | 法と言語・論理 | 26 | アメリカのリアリズム法学 |
| 11 | 法と時間・空間 | 27 | 法の効力 |
| 12 | 法と所有 | 28 | 多元的法体制論 |
| 13 | 法と主権 | 29 | 法と逆説 |
| 14 | 自然法論 I | 30 | 法認識論 |
| 15 | 自然法論 II | 31 | 期末試験 |
| 16 | 自然法論 III | | |

【履修上の注意事項】

- (1) 人間にとって法はどのような意義をもつのかという問題意識をもって講義を受講することが望まれる。
- (2) 講義は、法哲学を勉強する場合のあくまでも一つの刺激にすぎない。講義中紹介する文献以外に、受講生は、自主的に人文・社会科学の諸文献に目を通して欲しい。
- (3) 法哲学の勉強は、努力と忍耐を必要とするが、どんな学問にも古来王道はない。自分の言葉で自分の頭を使って、法を哲学しよう。

【評価方法】

- (1) 期末試験を行う。
- (2) 出題の意図・趣旨とずれている答案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。
- (3) ときどき一定の仕方出席をとる。
- (4) レポートや試験の結果と出席状況をみて総合的に成績を評価する。

【テキスト】

なし。こちらで準備した資料を適宜配布する。

【参考文献】

授業中、適宜、紹介する。

法務研究 I

担当教員 井村 真己

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義は、法学検定試験の対策講座である。法学検定試験は、法学に関する学力水準を客観的に評価するわが国唯一の全国規模の検定試験であり、企業の入社・配属時等の参考資料として、さまざまな場面で利用されている。

本講義では、ベーシック〈基礎〉コース・スタンダード〈中級〉コースの受験を想定して、法学、民法、憲法の試験の対策を行う。なお、担当者の都合上、刑法に関する問題は取り扱わない予定である。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------------|
| 1 | ガイダンス |
| 2 | 法学検定試験について |
| 3 | 法学入門①（法体系の基礎） |
| 4 | 法学入門②（条文・判例の読み方の基礎） |
| 5 | 法学入門③（法解釈の基礎） |
| 6 | 法学入門④（法制度論の基礎） |
| 7 | 民法①（総則） |
| 8 | 民法②（物権） |
| 9 | 民法③（債権総論） |
| 10 | 民法④（債権各論） |
| 11 | 民法⑤（親族・相続） |
| 12 | 憲法①（人権総論） |
| 13 | 憲法②（人権各論①） |
| 14 | 憲法③（人権各論②） |
| 15 | 憲法④（統治機構） |
| 16 | まとめ |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

本講義は例年11月に行われる法学検定試験の受験希望者を対象とするが、受験の意思を固めていなくても同試験に興味がある者の受講を歓迎する。

また、本講義の内容は、過去問の解説が中心であるため、体系的な講義についてはそれぞれの専門科目を受講すること。

【評価方法】

試験等は一切行わない。出席のみで評価する。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

法学検定試験委員会編『2012年法学検定試験問題集ベーシック〈基礎〉コース』（商事法務・2012年）

※最新版が刊行され次第、随時紹介する。

法務研究Ⅱ

担当教員 田中 稔

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

不動産をめぐる権利変動を公示する手段である不動産登記制度について、その概略を学びます。民法で学んだ不動産をめぐる紛争に手続である不動産登記が深く関連していることを学びます。今年度の法務研究Ⅱでは不動産登記制度の基礎となる部分を取り上げます。来年度前期開講予定の法務研究Ⅲでは同制度についての発展的な問題を取り上げます。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------|
| 1 | オリエンテーション |
| 2 | 不動産登記制度の目的 |
| 3 | 管轄登記所・登記官・登記簿 |
| 4 | 図面（1） |
| 5 | 図面（2） |
| 6 | 登記記録を読む（1） |
| 7 | 登記記録を読む（2） |
| 8 | 登記記録を読む（3） |
| 9 | 登記記録を読む（4） |
| 10 | 登記記録を読む（5） |
| 11 | 登記記録を読む（6） |
| 12 | 登記記録を読む（7） |
| 13 | 登記記録を読む（8） |
| 14 | 登記記録を読む（9） |
| 15 | 登記記録を読む（10） |
| 16 | 期末試験は行わない。 |

【履修上の注意事項】

不動産登記法・不動産登記令・不動産登記規則・不動産登記事務取扱手続準則の掲載された六法を持参することが望ましい。
学内グループウェアを利用した情報提供を行う予定です。

【評価方法】

講義中に小テストを数回実施します。レポートを課する場合があります。期末試験は行いません。

【テキスト】

田中稔『不動産登記法の解説』（ネットスクール）

【参考文献】

適宜紹介します。

法務研究Ⅲ

担当教員 田中 稔

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

不動産をめぐる国民の権利の保全に努める不動産登記制度について学びます。その基本構造を簡単に振り返った上で、所有権移転登記などの具体的な登記の手続についてさらに詳しく学びます。受講者が簡単な登記の申請書を作成することができることを目標とします。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------------------|
| 1 | オリエンテーション |
| 2 | 不動産登記制度の基本的な仕組みの確認（1） |
| 3 | 不動産登記制度の基本的な仕組みの確認（2） |
| 4 | 申請情報の記録事項（総論） |
| 5 | 添付情報（総論） |
| 6 | 所有権保存登記の申請 |
| 7 | 所有権移転登記の申請 売買 |
| 8 | 所有権移転登記の申請 相続 |
| 9 | 所有権移転登記の申請 その他の原因 |
| 10 | 抵当権設定登記の申請 |
| 11 | 抵当権に関する種々の登記の申請 |
| 12 | 仮登記の申請 |
| 13 | 司法書士試験の書式過去問（1） |
| 14 | 司法書士試験の書式過去問（2） |
| 15 | 建物表題登記の申請 |
| 16 | 期末試験は行わない。 |

【履修上の注意事項】

不動産登記法・不動産登記令・不動産登記規則の条文を持参することが望ましい。

【評価方法】

講義中に小テストを数回実施します。レポートを課する場合があります。期末試験は行いません。

【テキスト】

田中稔『不動産登記法の解説』（ネットスクール）

【参考文献】

適宜紹介します。

法務研究Ⅳ

担当教員 田中 稔

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

宅地建物取引主任者試験（平成25年10月実施）対策を行います。具体的には、同試験の出題内容のうち、権利関係・宅建業法についての出題から重要な論点を取り上げていきます。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------|
| 1 | オリエンテーション |
| 2 | 権利関係（1） |
| 3 | 権利関係（2） |
| 4 | 権利関係（3） |
| 5 | 権利関係（4） |
| 6 | 権利関係（5） |
| 7 | 宅建業法（1） |
| 8 | 宅建業法（2） |
| 9 | 宅建業法（3） |
| 10 | 宅建業法（4） |
| 11 | 宅建業法（5） |
| 12 | 宅建業法（6） |
| 13 | 宅建業法（7） |
| 14 | 宅建業法（8） |
| 15 | 宅建業法（9） |
| 16 | |

【履修上の注意事項】

平成25年度本試験を受験することがのぞましい。

【評価方法】

本試験の過去問から小テストを毎回実施する。

【テキスト】

適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

適宜提供する。

法律実務論

担当教員 芝田 秀幹・比屋定 泰治・伊達 竜太郎

対象学年 1年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

第一のねらいは、実際の仕事で法律に直接携わっている方々を講師に招き、その講話を通じて仕事の内容に触れ、法律が日本国の社会でどのように存在し、また機能しているか、を理解することにある。

第二のねらいは、将来の進路選択の一助として、様々な職業・仕事についての知識を高めることにある。

【授業の展開計画】

弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士といった専門家のほか、県内企業・官庁の方が講義する予定である。具体的な講師のリストは、初回講義の際に配布する。

【履修上の注意事項】

毎回出席し、講師の話に対する意見・感想などをレポートにまとめることが求められる。

【評価方法】

試験またはレポートによって判定する。

【テキスト】

適当なものがあれば適宜紹介する。

【参考文献】

適当なものがあれば適宜紹介する。

保険・海商法

担当教員 脇阪 明紀

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

高度に発展し、複雑化した現代社会にあつては、保険による保護を受けることなくしては、企業生活も市民生活も営むことは、ほとんど不可能といつてもよいであろう。保険法の分野は、きわめて技術的で特殊な法分野であり、従来、商法典にあつた保険法の部分が、平成20年に「保険法」という単行法として制定されたため、現在非常に理解が困難な法分野となっている。本講は、そのような保険法について、学生諸君の理解を深めるため、できるだけ平易な解説に努める。

【授業の展開計画】

1. 保険の意義（保険とは何か？）
2. 営利保険と相互保険
3. 普通保険約款（約款になぜ拘束されるのか？）
4. 保険契約の定義と性質
5. 損害保険の意義およびその要素
6. 被保険利益と保険価額
7. 超過保険と重複保険
8. 保険代位
9. 告知義務とその違反の効果

【履修上の注意事項】

保険法の分野は、他の商法分野に比較して、きわめて技術的・特殊的な法分野であり、しかも、平成20年度において、「保険法」という単行法の形で制定されているため、講義の際には、かならず最新の小六法を持参されたい。

【評価方法】

原則として、後期試験（論述式、表面のみ記述）の成績のみで評価する。なお、追再試は一切行わない。

【テキスト】

未定

【参考文献】

とくになし

民事訴訟法

担当教員 上江洲 純子

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

自ら有する権利を巡ってトラブルになったとき、その解決手段として誰もが思い浮かべるのが「裁判」でしょう。最近では、社会生活の複雑化や科学技術の進歩を反映して、従来法が想定していなかったような新しいタイプの民事紛争も登場し、裁判手続もまたより複雑化・多様化しています。

そこで本講義では、裁判所に持ち込まれた民事紛争がどのような手続を経て解決されていくのかという裁判手続の流れを中心に、司法制度改革や裁判手続の今後についても理解を深められるようにしたいと考えています。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------|----|-------------|
| 1 | ガイダンス（民事訴訟法入門） | 17 | 訴え提起の効果 |
| 2 | ADRと民事訴訟 | 18 | 本案・訴訟要件 |
| 3 | 民事訴訟手続の特色・現代的課題 | 19 | 訴えの利益① |
| 4 | 裁判所① | 20 | 訴えの利益② |
| 5 | 裁判所② | 21 | 当事者主義・職権主義① |
| 6 | 民事裁判権① | 22 | 当事者主義・職権主義② |
| 7 | 民事裁判権② | 23 | 口頭弁論の諸原則 |
| 8 | 裁判管轄① | 24 | 証明の概念 |
| 9 | 裁判管轄② | 25 | 証拠調べ手続① |
| 10 | 裁判官の除斥・忌避・回避 | 26 | 証拠調べ手続② |
| 11 | 当事者①－当事者の確定・当事者能力 | 27 | 訴訟の終了 |
| 12 | 当事者②－訴訟能力 | 28 | 判決の効力① |
| 13 | 訴訟代理①－法定代理 | 29 | 判決の効力② |
| 14 | 訴訟代理②－任意代理 | 30 | 上訴手続の流れ |
| 15 | 中間試験 | 31 | 期末試験 |
| 16 | 請求の趣旨・原因・訴訟物 | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

民事法系の科目に関心があり、それらの科目や裁判法を受講予定又は受講済みであることが望ましい。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績で評価する。

【テキスト】

上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『民事訴訟法(第6版補訂)』有斐閣Sシリーズ(有斐閣)

【参考文献】

上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『基本判例民事訴訟法(第2版)』(有斐閣)
『民事訴訟法判例百選(第4版)』別冊ジュリストNo201(有斐閣)

民法総則

担当教員 山下 良

対象学年 1年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

この講義では、民法のうち、「第一編 総則」を扱います。民法は、財産を持つ、誰かと取引をする、結婚をする、といった、私たちの私生活についてのルールを定めた法律です。そして、その民法全体に共通する原則として、一番最初に書かれているのが、「総則」です。講義を通じて、民法の原則と全体構造を学習しましょう。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|----------------------|
| 1 | ガイダンス、民法とはどのような法律か | 17 | 中間試験の復習 |
| 2 | 民法の法源と解釈 | 18 | 法律行為① 法律行為の種類と成立要件 |
| 3 | 民法の基本原則と私権行使の原則 | 19 | 法律行為② 法律行為の有効要件 |
| 4 | 権利の主体① 自然人の権利能力 | 20 | 法律行為③ 意思の不存在 |
| 5 | 権利の主体② 胎児の権利能力 | 21 | 法律行為④ 瑕疵ある意思表示 |
| 6 | 権利の主体③ 権利能力の終期 | 22 | 無効と取消し |
| 7 | 権利の主体④ 法人とは何か | 23 | 条件、期限、期間 |
| 8 | 権利の主体⑤ 法人の権利能力 | 24 | 代理① 代理とは何か |
| 9 | 法律行為とは何か、法律行為に必要な能力 | 25 | 代理② 本人に効果帰属するための要件 |
| 10 | 意思無能力者と制限行為能力者 | 26 | 代理③ 無権代理 |
| 11 | 制限行為能力者① 未成年者、成年被後見人 | 27 | 代理④ 表見代理 |
| 12 | 制限行為能力者② 被保佐人、被補助人 | 28 | 時効① 時効とは何か、取得時効 |
| 13 | 制限行為能力者③ 相手方の保護 | 29 | 時効② 消滅時効、時効の中断・停止、援用 |
| 14 | 権利の客体① 物 | 30 | まとめ |
| 15 | 権利の客体② 物の種類 | 31 | 期末試験 |
| 16 | 中間試験 | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、中間試験、期末試験によって評価します。

【テキスト】

山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法Ⅰ 総則〔第3版補訂〕』（有斐閣、2007年）

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

労働法 I

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

現代社会では、多くの人々は、労働者として生活の糧を賃金によって得ているが、そのためには、企業との間で労働契約を締結し、その契約に従って労働という債務を履行していかなければならない。この契約は使用者（会社）側が圧倒的に優位な立場に立つため、労働者に対して何らかの保護の必要性が生じることになる。

本講義においては、こうした労働契約の成立・展開・終了において生じるさまざまな問題を扱う。講義の中心となるのは労働基準法であるが、この領域においては男女雇用機会均等法、労働者派遣法、労働審判法などの個別立法も重要な役割を果たしているため、必要に応じてそれらについても言及する。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|---------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 労働時間・休憩・休日②（時間外労働） |
| 2 | 総論①（雇用関係法とは何か） | 18 | 労働時間・休憩・休日③（休憩・休日） |
| 3 | 総論②（雇用関係法の適用対象） | 19 | 労働時間・休憩・休日④（年次有給休暇） |
| 4 | 労働契約①（労働契約の権利義務） | 20 | 安全衛生・労災補償①（安全衛生） |
| 5 | 労働契約②（契約期間） | 21 | 安全衛生・労災補償②（労働災害） |
| 6 | 労働契約③（就業規則） | 22 | 安全衛生・労災補償③（労災補償の認定） |
| 7 | 労働契約④（就業規則の不利益変更） | 23 | 職場規律と懲戒①（職場規律） |
| 8 | 労働憲章と均等待遇①（労働憲章） | 24 | 職場規律と懲戒②（懲戒処分） |
| 9 | 労働憲章と均等待遇②（均等待遇） | 25 | 雇用関係の終了①（退職） |
| 10 | 採用と人事①（採用内定） | 26 | 雇用関係の終了②（解雇） |
| 11 | 採用と人事②（昇格・降格） | 27 | 非典型雇用①（有期契約） |
| 12 | 採用と人事③（配転・出向） | 28 | 非典型雇用②（パートタイム労働） |
| 13 | 賃金①（賃金支払の原則） | 29 | 非典型雇用③（派遣労働） |
| 14 | 賃金②（賞与・退職金） | 30 | 雇用関係の紛争解決システム |
| 15 | 賃金③（休業手当） | 31 | 期末試験 |
| 16 | 労働時間・休憩・休日①（労働時間の原則） | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部、学科、学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、期末試験の結果を基本とし、出席点を加味した上で行う。

必要に応じてレポートを課すことがある。

【テキスト】

指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・ 山川隆一『雇用関係法（第4版）』（新世社・2008年）
- ・ 浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第4版）』（有斐閣・2011年）
- ・ 村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第8版）』（有斐閣・2009年）

労働法Ⅱ

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義は、労働法のうち、集団的労使関係とよばれる領域を扱う。集団的労使関係とは、労働者により結成された団体である労働組合と使用者との関係を指し、日本国憲法は、第28条において労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障している。また、労働組合法は、この憲法28条を具体化した立法として位置づけられている。

本講義は、憲法28条および労働組合法の規定内容を論じることを通じて、労働組合の現代的な意義とその課題を明らかにすることを目的とする。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--------------------|----|--------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 労働協約③（労働協約の一般的拘束力） |
| 2 | 労働基本権①（労働基本権の歴史） | 18 | 労働協約④（労働協約と労働条件変更） |
| 3 | 労働基本権②（労働基本権の意義） | 19 | 争議行為①（争議行為の概念） |
| 4 | 労働基本権③（労働基本権保障の内容） | 20 | 争議行為②（争議行為の正当性） |
| 5 | 労働基本権④（労働基本権の制限） | 21 | 争議行為③（争議行為と賃金） |
| 6 | 労働組合①（労働組合の機能と形態） | 22 | 争議行為④（争議行為と責任追及） |
| 7 | 労働組合②（労働組合の内部運営） | 23 | 争議行為⑤（使用者の争議対抗行為） |
| 8 | 労働組合③（労働組合の組織変動） | 24 | 争議行為⑥（争議調整） |
| 9 | 労働組合④（組合活動(1)） | 25 | 不当労働行為①（不当労働行為とは） |
| 10 | 労働組合⑤（組合活動(2)） | 26 | 不当労働行為②（不当労働行為の主体） |
| 11 | 団体交渉①（団体交渉の意義と形態） | 27 | 不当労働行為③（不当労働行為意思） |
| 12 | 団体交渉②（団体交渉の当事者） | 28 | 不当労働行為④（不利益取扱） |
| 13 | 団体交渉③（団体交渉の手続・態様） | 29 | 不当労働行為⑤（支配介入） |
| 14 | 団体交渉④（団交拒否の救済） | 30 | 不当労働行為⑥（不当労働行為の救済） |
| 15 | 労働協約①（労働協約の意義） | 31 | 期末試験 |
| 16 | 労働協約②（労働協約の法的性質） | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部、学科、学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、期末試験の結果を基本とし、出席点を加味した上で行う。

必要に応じてレポートを課すことがある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・西谷敏『労働組合法（第3版）』（有斐閣・2012年）
- ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第4版）』（有斐閣・2011年）